

令和6年度きずなトーク 議事要旨

＜問い合わせ先＞

北区総務部区長室

電話（３９０８）１２１９

目 次

1 王子地区 1 頁

(1) 日 時

令和6年10月18日(金)

午後2時00分～午後3時00分

(2) 場 所

北とぴあ 14階 カナリアホール

2 滝野川地区 19 頁

(1) 日 時

令和6年10月24日(木)

午後3時00分～午後4時00分

(2) 場 所

滝野川会館 5階 小ホール

3 赤羽地区 38 頁

(1) 日 時

令和6年12月12日(木)

午後3時00分～午後4時00分

(2) 場 所

赤羽会館 4階 大ホール

令和6年度きずなトーク（王子地区）議事要旨

- 1 日 時 令和6年10月18日（金）午後2時00分～午後3時00分
- 2 場 所 北とぴあ 14階 カナリアホール
- 3 出席者 区長、政策経営部長、区長室長、地域振興部長、地域振興課長、王子地区町会自治会連合会常任理事（17名）

1 . 開 会

◎区長室長

皆様、こんにちは。

では、定刻になりましたので、ただいまより令和6年度きずなトークを始めさせていただきます。

私は、本日司会を務めさせていただきます、区長室長でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

2 . 区 長 挨 拶

◎区長室長

それでは、初めにやまだ区長よりご挨拶させていただきます。よろしくお願いいたします。

◎やまだ区長

皆様、こんにちは。

改めまして、本日はきずなトーク、町会長の皆様大変お忙しい中、このように大勢、会場にお集まりいただき開催できますこと、改めて感謝申し上げます。そして日頃から、各地域において様々な区政運営についてのご協力、ご尽力をいただいております。本当にありがとうございます。

今日は、2つのご要望についてのお話と、また2部では町会員、自治会員の加入について、促進についてのテーマとしてお話を、意見交換をさせていただきます。

こういった形で直接お話ができることは、とても重要なことだと私は考えております。なかなか考えていることを直接お伝えできる場というのは少ないですので、ぜひとも今日、意見交換をさせていただき、私たち区役所としても関連所管とともに前向きな議論をしつつ、会長の皆様におかれましては、各地域での町会員の方々へのお話をしていただけたらうれしいなと思っています。

今日は、どうぞよろしくお願いいたします。

3 . 副 会 長 挨 拶

◎区長室長

では、続きまして、王子地区町会自治会連合会、A副会長様より、ひと言ご挨拶を頂戴いたします。A副会長、よろしくお願いいたします。

◎A副会長

皆様、こんにちは。

今日は雨模様の中、このように参加していただきまして、ありがとうございます。今回は、B会長が体調不良ということで、参加できませんので、代わりに私が副会長として挨拶ということで言われていましたので、何とか今日、やまだ区長を迎えての年に1回のきずなトークですので、しっかりと内容を吟味して、できるのならこういう話の中で、前向きに物事が進んでいくような、そのような会議にしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎区長室長

A副会長、ありがとうございました。

4 . 出 席 者 紹 介

◎区長室長

それではここで、区側の出席者を紹介させていただきます。

改めまして、やまだ区長でございます。

◎やまだ区長

よろしくお願いいたします。

◎区長室長

政策経営部長でございます。

◎政策経営部長

政策経営部長です。よろしくお願いいたします。

◎区長室長

地域振興部長でございます。

◎地域振興部長

よろしくお願いいたします。

◎区長室長

地域振興課長でございます。

◎地域振興課長

お世話になっております。どうぞよろしくお願いいたします。

◎区長室長

どうぞよろしくお願いいたします。

５．意見交換・情報交換

◎区長室長

それでは、早速ですが、お配りしております資料の次第に従いまして、ただいまから意見交換に入らせていただきます。

なお、本日皆様からお話しいただきました内容につきましては、後日、議事要旨を作成いたしまして、区政資料室や北区ホームページで公開させていただきますが、発言者は匿名とさせていただきます。

また、記録用としまして、本日の様子を撮影させていただきます、区のホームページに掲載したいと思っておりますので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。

また、本日の意見交換の進め方についてでございますが、昨年と同様、第１部では王子地区町会自治会連合会の要望事項の２項目について意見交換を、第２部では地域活動をテーマとした意見交換を予定しております。

また、本日の会ですが１時間のお時間となりますので、もし万が一ですが、第１部だけでちょっと１時間超過しそうな場合がありますら、第２部のほうは誠に恐縮でございますが、割愛させていただく場合もありますので、そちらのほうはご了承いただければと存じます。

では、よろしくお願いいたします。

それでは、早速ですが、第１部に移りたいと思います。要望事項につきましては、限られたお時間を頂戴しておりますため、事前にご発言いただくテーマを２つに調整していただいております。

ご発言いただくお時間ですが、会の時間の関係もございますので、誠に恐縮ではございますが、１テーマ５分程度でお願いいたします。

常任理事の皆様にご発言いただいた後、やまだ区長からお答えさせていただく形を１つのテーマ１、テーマ２と２回行いたいと思います。

ご発言いただく順番でございますが、テーマ１に関しましてはＣ副会長様、テーマ２はＤ副会長様、Ｅ副会長様の順番でお願いいたします。

それでは、１番のテーマのほうをＣ副会長様、よろしくお願いいたします。

◎Ｃ副会長

それでは、私、Ｃのほうからお話をさせていただきたいと思います。

まず、王子駅周辺の放置自転車対策の強化につきまして、お話をさせていただきます。手元の資料の３ページから８ページまで、よく資料としてまとめてありますので、ぜひご覧になりながらお聞きいただけるとありがたいと思います。

まず、王子駅周辺の放置自転車対策の強化につきましては、これまで駅北口、明治通り沿いの駐輪場の設置など、一定の取組が行われてまいりました。それで、大分商店街の皆さんですとか、あとは駅に来る皆様方の、大分利便性を活用させていただいて、放置自転車もだんだんと少なくなっているのが現状でございます。

また、依然として、でも駅の周辺には多数の自転車が放置されており、状況はよくなっているのかと言いますと、なかなかそれがよくなっているとは一概には言えない状態でございます。特に、夜間は取締りが行われないため、飲食店及び学習塾周辺を

中心に、一段と多くの自転車が歩道上に放置されているのが現状であり、歩行者や近隣の住民の安全にも支障を来しているのが現状でございます。夜間は特別にやっぱり、皆様の通行の妨げになっているというのが、やはり一番の問題点でございます。

そのような現状におきまして、来月11月1日より改正道路交通法が施行され、運転中のながらスマホ、酒気帯び運転及び幫助に対して新しい罰則が整備されました。これによって自転車運転手に対しては、より一層の交通ルールやマナーの遵守が求められ、酒気帯び運転に関しましては、酒類の提供者や同乗、自転車の提供者に対しても、その罰則の対象となります。

それを踏まえた上で、このような状況の中で区におかれまして、適切な場所への駐輪場の整備に一層取り組んでいただくとともに、放置自転車の夜間撤去を早期に実現していただくよう要望していただきたいと思います。お願いいたします。

◎区長室長

C副会長、ありがとうございます。

では、こちらの要望事項を受けまして、やまだ区長から、今後の課題や方針について回答させていただきます。よろしくお願いいたします。

◎やまだ区長

ありがとうございました。

1つ目のご要望として、これまでもずっとご要望いただいております王子駅周辺の放置自転車対策の強化について、大きく2つに分かれると思います。

まず、王子駅周辺の放置自転車の状況から、ご説明を簡単にさせていただきたいと思います。

区内で放置自転車が多い駅は赤羽駅と王子駅です。放置自転車というと、赤羽が多いという印象が強いと思います。しかし、こちらの折れ線グラフを見ていただくと分かるんですが、赤羽駅及び王子駅周辺における放置自転車等の状況となっております。平成27年から4年連続でワーストワンであった赤羽駅周辺は対策を強化いたしまして、令和3年には22位、そして王子駅周辺と同じ台数になりました。翌令和4年度以降は、赤羽駅を上回しまして、何と王子駅周辺の放置自転車のほうが多くなってしまった次第です。これが、折れ線グラフの状況についてです。

そして、次のページを見ていただきますと、それに対して、王子駅周辺における自転車駐車場及び放置自転車の状況の図になります。王子駅周辺には、今、図の中の赤色と青色の丸でお示したところが、区の自転車駐車場であります。赤丸が利用率100%、青丸の王子駅南口自転車駐車場は利用率がそれに対して半分程度、50%程度となっております。

放置自転車の状況は、道路上の赤線が、今、道路に沿って赤線を引かせていただいているんですけども、赤線が太いほど放置自転車が多いことを示しています。これを見ていただきますと、緑丸で示した王子駅東口周辺、具体的に言いますと、王子駅前から北とぴあ辺りまでの北本通り沿いに、放置自転車が多いことが分かります。しかし、先ほど会長からお話がありましたが、この付近には自転車駐車場の適地がない状況で、もちろん駐輪施設ありません。

そして、先ほども少し申し上げましたが、南口の利用率が半分程度ということで、

もう1枚スライドをめくらせていただきますが、こういった現状から今年度、区として王子駅周辺における対策として、王子駅周辺における放置自転車対策を区が取り組む1つ目が、利用率が半分程度の王子駅南口自転車駐車場の更新。もっともっと使いやすくして、なるべくこちらを使っていただくための手段を取ろうということで、現在設置されている半地下の二段式のラックを撤去します。その上で、フラットにした状態で、最新式の二段式ラック、これで停めやすくなりますので。とともに、コイン式自転車駐車場の新設。あと、今多いのがお子さんを乗せる大きい自転車、2人乗りの子乗せ自転車、大型ですね。大型化していますので、これが停められる対応可能なスペースを拡充、拡大していきます。自転車駐車場の利用促進を行って、なるべく北とぴあ側からちょっと距離はありますが、しっかりと南口の駐輪場のほうにお停めいただくような、そんな方法を考えています。

そして、もう1つの駐輪場設置の対策であります。放置自転車が多い王子駅前から北とぴあ辺りまでの北本通り沿いに、コイン式の自転車駐車場の整備の検討を今進めています。ただ、ここは都道でもありますので、区が勝手に整備することができません。東京都をはじめ警察、関係機関との協議が非常に厳しい状況もありまして、この間ずっとご要望いただいてから協議は進めておりますが、強力に関係機関に働きかけていけるように頑張っていきたいなというふうに思っております。できれば、北本通り沿いの歩道上に放置自転車対策として、自転車駐車場の整備について協議を進めてまいります。

多くの課題もありますが、皆様のお声をしっかりと届けて実現できるように、令和7年度整備できるようなイメージを持って臨んでいきたいというふうに思っております。

そして、2点目が会長からも最後、強くご要望いただきました夜間の駐輪に関してであります。

王子駅周辺の夜間における放置自転車防止の取組についてであります。本当に、図から先ほど見ていただいたとおり、昼間の駐輪と夜間の駐輪と本当に違いが出ています。近年は、夜間における放置自転車が極めて多くなっていることは、区としても認識を持っておりまして、町会・自治会、地元町会や警察と連携を図りながら、啓発活動を行っております。

令和6年度も王子一丁目町会のC副会長をはじめ、町会の役員の皆様にご協力をいただきまして、夜間一緒に回っていただくなど、啓発活動、実際に取り組んでいただいております。改めて、感謝申し上げたいと思います。

また、先ほどもお話がありました、11月からは道路交通法の改正もありまして、より自転車飲酒運転の取締りが強化されていきます。自動車に近い取締りになっていくんだらうなというふうに。お酒の提供をした先も注意されるという、取り締まられるということで、自転車も自動車と同じように飲んだら乗らないという標語、しっかりと周知をまず警察ともしていく考えであります。王子駅周辺の放置自転車の強化については、まず警察との連携、警察の取締りの強化を区として求めていくこととともに、地域の方々と連携をして引き続きの活動をさせていただきたいと思っております。

あわせて、この間、日中は土日にも新たに放置自転車の輪っかをつけて撤去していくということが始まっていますので、これを年間全体の中で、夜間がどのように導入できるかについては今、研究をしております。事業者もありますので、こういった様々な課題を取り上げて事業者との契約の中で、何をクリアすれば可能となるのか、難しいのか、その辺、区の行政の中で検討しているところでもありますので、もうしばらくお時間を頂戴できたらなというのが現状であります。

どちらにいたしましても、まず必要な駐輪施設を造っていくこと、必要な場所に造っていくこととともに、意識啓発、啓発活動を区としても警察とともに強化していくこと、そして、その上でできる対策として、撤去作業がどのような形で効果的にできるのかどうかということの検証に移っていききたいなというふうに思っております。

以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

◎区長室長

やまだ区長、ありがとうございます。

こちら、C副会長様、この回答を受けまして何かご意見等はございますでしょうか。

◎C副会長

ご回答、ありがとうございます。

第1点の駐輪場の設置ということに関しましては、目に見えて、こういうふうな形で動いていただけるというのが理解しております。徐々に北本通りも第六建築事務所の管轄ではありながら動き始めているというのが、やはり地域としても把握しておりますので、引き続きお願いしたいと思っております。

ただ、2点目の夜間撤去の実現ということに関しましては、やはり1か月に一度でもいいですから、2か月に一度でもいいです。それがやったということで抑止力になりますので、ぜひ、やはり危険回避というか障害者のためにも、やはり子どもさん方のためにも、一度、試験的にもやっていただけるというようなお約束をしていただけると、地域としてもありがたいと思っておりますので、その辺はぜひ前向きにご検討いただけるとありがたいと思います。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

◎やまだ区長

夜間撤去については、これまでもご要望いただいていることは十分認識を持たせていただいております。着実に中での議論は進んでいます。なので、これを実行していく場合に、王子駅が一番になってしまった、ワーストワンになってしまったということも、あと夜間が特徴的だよということもありますので、そこをしっかりと、王子駅周辺の住民の方ではなくて、区民全体に理解が求められるような、しっかりとした体制づくりをした上で、施行ができるような準備をできたらなというふうに思っております。

今の段階でお約束がはっきりできないところは本当申し訳ございませんが、着実に検討としては前に進んでいるということだけ、ご理解いただけたらなと思います。どうぞよろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。

◎区長室長

C副会長様、ありがとうございます。

続きまして、2つ目のテーマにつきまして、D副会長様、E副会長様よりご発言い

たきます。お二方、よろしくお願いいたします。

◎D副会長

堀船連合町会長のDです。5分ずつ、あるいは5分を半分。

◎区長室長

5分を半分で。

◎D副会長

5分を半分ね、分かりました。

堀船地区は、もう既に書かれているように、荒川氾濫のときには3.5から5メートルの浸水が予想されています。しかも、氾濫後2週間は2メートルの浸水が続くと指摘されていますので、この状況を踏まえて、当町会自治会連合では高台への全員避難で合意しております。町会長・自治会長がですね。そのためには、レベル3での高齢者、障害者の避難をどのように実施できるか、これが最大の課題です。

この高齢者、障害者の方々がどのぐらいいるのか、私、自分の町会だけは控えているんですが、約80名ぐらい。しかし、この人たちにどういうふうに話をしているかですね。洪水による避難というのは1にも2にも、もう自助です。共助、公助は無理だということを覚悟してもらっているつもりです。しかし、この指示の徹底については、いまだに具体的な方策は持たれていません。それが一番大きな問題です。

今、申し上げましたように、では、高齢者あるいは障害者をどういうふうにそこへ徹底して、そして、この人たちが逃げられるようにするか。これについて、まだ、その方策はありません。8月に実は、ヤサカ観光のバスとタクシーを使って、堀船地区から西ケ原小学校と滝野川第二小学校へ避難訓練をしました。しかし、これはいかに大変かがよく分かりました。特に、高齢者や体の不自由な人たちは、ほとんど不可能です。

1つ、質問があります。レベル3で、もし高齢者や必要な方が逃げようとしたときに、具体的に私どもが行った西ケ原小や滝二小は開いているのでしょうか。レベル3は3日前ですよ。開いているのでしょうか。これが非常に心配です。

それから、もう1つ、希望者。いざとなったときに、安全なところ、知人、友人、それからホテル等の当てはないという人たちが、どのぐらい希望があるのか、その数と名簿というのは確認できるのかどうか、この2点です。

◎E副会長

すみません。時間の都合で、D副会長さんが言われたことは省かせていただきますので、よろしくお願いいたします。

私、豊島連合町会のEと申します。よろしくお願いいたします。

豊島連合町会としましては、やはり地域に流れている荒川、隅田川、石神井川が氾濫した場合には、浸水や水没のおそれがあります。荒川が氾濫した場合には、高台水害対策避難場所に、いろいろありますけれども、避難所がありますけれども、そこへの避難が必要になりますが、避難者数に対しまして、圧倒的に避難場所の受入体制が不足していると思っております。そういう意味で、そこら辺を十分考慮していただきたいというのが第1のお願いです。

続きまして、さらに荒川の氾濫が想定されている大型台風の接近は数日前から予測

できる、早期に避難することは可能との見解ですが、予想を招いた速さの浸水や高齢の方々の逃げ遅れなど非常事態に対応ができるよう、避難所に指定されていない管内の小中学校及びその他の公共施設の上層を緊急避難所として開放していただけることをお願いしたいと思っております。

それに、またスーパーなどの企業やマンション等の上層部への一時避難が可能となるよう、各町会自治会、また連合町会との締結の取組が急務と考えますが、企業やマンションとの協定の話を進める際、町会自治会だけでは広報していくには相当困難が見込まれるため、行政が間に入って企業の締結がスムーズに行えるよう、強くお願いを申し上げて、この3点をお願いいたします。

◎区長室長

ありがとうございました。

それでは、ただいまの要望事項につきまして、やまだ区長のほうから回答をお願いいたします。

◎やまだ区長

ただいま頂戴しました、洪水時の避難場所確保に向けた公共施設の開設と民間との協定締結の推進及び高台避難場所の整備について、順次お答えをさせていただきたいと思えます。

まず、本当に豊島地域、区内全体の約35万人のうち20万人が低地部ということで、豊島地域におかれては全面的に低地部になります。そういったことで今回の、これまでも様々なご意見・ご要望をいただいておりますが、改めて、川の氾濫についての考え方をここで共有をさせていただきたいと思えます。今日、お配りしておりますきずなトークの資料、少し順番を変えさせていただけたらと思えて、ごめんなさい、ご理解ください。

まず、次のページの中小河川の氾濫と荒川の河川の違いという、こちらのスライド、ページを見ていただければと思えます。

北区は4つの川に囲まれております。それぞれの川の大きさによってリスクと、そしてその対応が変わってまいります。特に王子、豊島地域は、荒川とまた石神井川、この2つがありまして、荒川の大規模水害と、中小河川である石神井川の氾濫とは対応を明確に分けて、区民の方々、地域の方々にはご理解いただき、その逃げ方ですとか準備も変えていただきたい。これがまず、大きく1点目であります。

そこを確認させていただきながら、それぞれの対応策について、特に荒川の氾濫について、大規模水害についてお話ししたいと思います。

まず、中小河川である石神井川は7月31日もありましたが、急な大雨で氾濫のリスクが高まります。一方で、大規模な荒川の河川は、上流部のほうでも調整池がもうかなり整備されてきておりまして、第一、第二、第三。第一は、もうできて3,500立米。そして第二、第三も、令和8年度末からまたその半分がということで、順次対応されてきていて、急な氾濫のリスクというのは、荒川については極めて少ない。私たちの中ではほぼないと。逆に言いますと、予報で、いつぐらいからこのぐらいの量が降って、もう逃げなきゃいけないよ。なので、地域でのコミュニティタイムラインを作っていただいておりますが、予測ができる内容となっております。

そして、先ほどD副会長からもありました、レベル3で。レベル3が、高齢者の方々はもう逃げてください、レベル1で準備をしてください、そしてレベル2で要支援者の方々の避難を開始してください。このレベル1の時点で、区として避難場所と指定している場所についての開設を一律全部ではありませんが、リスクの高いところから順に、先日は堀小のほうでも、あれは石神井川だったんですけども、順番に開いていきます。リスクの高いエリアからしっかりと見極めて、学校の避難場所となる、水害時の避難場所となるところの開設をレベル3になる前に、しっかり開設していくことは定めております。そして、レベル3の高齢者、皆さん逃げてくださいという段階では、もう開いております。

先ほど、D副会長からお話があった堀船地区でのバスとタクシーの訓練は、要支援者の方々の訓練であります。高齢者が全ての方々、バスに乗って高台に行けるよということではちょっとなくて、まず要支援者として指定されているの方々、個別避難計画も今順次策定していきまして、Aさんはここからこういうふうに逃げて、どこどこに避難しましょうという、誰がサポートするというのを、計画を立てておきます。要避難支援者の方々が避難するレベル2のときに、支援していただく地域の方々が手を引いていただいて、先日体験いただいたタクシーやバスの乗り場のところまで一緒に来ていただいて、要支援者の方々を乗せていただいて搬送して行くという形になってきます。元気な高齢者、要支援ではない高齢者の方々については、レベル3の段階で交通機関、バスですとか電車を使って避難をしてください。これはもう健常者、高齢者以外の方々も同じです。レベル4になった時点で、全ての方々が避難してくださいという指示をさせていただきます。

ですので、最初にお話のあった高齢者の避難方法については、要支援の指定を受けている方々は、個別にどんな支援を受けて、どんなふうに移動していくかということが事前に決まっています。バスやヤサカさん、バスですとかタクシーをそれぞれ使って移動していただく。それ以外の高齢者や健常者の方々については、マイタイムラインですとか、そういったことで事前にどこの避難場所に逃げようかということ、ご家族や町会の方々とご相談をいただいて、避難するルートも事前にそれぞれの皆様に検討いただき、想定をいただきたいというのが考え方です。

最後のほうで、ちょっとスライドも出したいと思っていたんですけども、実際に町会ごとに役員の皆さんが高台に避難するとき、どこの避難場所に避難されるかというふうに、町会ごとに決められている町会も既にあります。これは保存版でご用意しております、こちらの。こちら、保存版の荒川が氾濫すると豊島地区は全域が浸水します。このマニュアル、この中の最後のページに、町会ごとに役員の皆さんがここに避難するので、町会の方はここを目指したらどうでしょうという目安として挙げさせていただいているところもあります。

ですので、整理いたしますと、避難に支援が必要な要支援者の方は、事前に検討されている個別避難計画に則って、バスやタクシーを活用し、高台への避難を誘導させていただく。それ以外の健常者である高齢者の方々や、それ以外の方々は、それぞれご自身でどこの避難場所に、どのようなルートで避難をするかということは事前に検討いただき、レベル3、4になった時点でご移動をお願いしたいという手順になります。

す。

それと、あと3つ、こういった形での避難について。

また少し戻りますが、荒川の氾濫の考え方であります。紙でお配りしているので1ページ目になりますが、こちらです。

荒川氾濫時は、率直に結論から申し上げますと、低地部、豊島地区での中での垂直避難はできません。どんなに高いところであっても。豊島五丁目団地の10階でも、区としては推奨していません。と申しますのは、やはり、荒川の氾濫は大規模な氾濫になりますので、想定では2週間以上の浸水が想定されます。2週間以上、マンションの上のほうとか、会社、スーパーの上のほうに2週間以上とどまって生活をいただくことは、ほぼ不可能です。もしかしたら古い建物であれば電気系統ですとか、そういったものは下のほうに整備されていますので、ライフラインが確保されている可能性は極めて低い。2週間とどまっていただくための食料だとか、そういったものを提供していく術がなかなか難しいです。やはり、マンションの上のほうに住んでいる方であっても、高台もしくはその低地部以外のところに避難をいただくことが大前提として、区民の方々にはお願いをしております。

なので、今ご要望としていただいております緊急時の公共施設やマンション、民間企業との協定の中で、豊島地区エリアの高いところに一時的に避難をさせてもらうこの協定についてのサポートが、そういった考えの下から難しいと思っております。なので、一時的に避難すると、その後、動けなくなってしまうので、やはり支援が必要な方々は、もう前もって避難をしていく。高齢者の方々も早い段階から避難していただくということで。荒川の氾濫時には高台に行く、これは区内の高台以外も含めてお願いをしたいと思っております。建物の上のほうに一時的に避難できたとしても、一帯が浸水することから、早期の救出活動は困難です。

ですので、やはり命を守っていくということで考えますと、高台避難をとにかく区としては推奨し、区民の方々に広くお伝えをしていく、この取組をしております。命の危険にも関わりますので、低地部の垂直避難は避難方法としては想定をしていないということ、まずご理解いただきたいと思えます。

そして、その上で荒川の氾濫のおそれがある場合の避難方法と避難先についてであります。区では、大規模水害時の基本方針を自宅にとどまるのではなく、できるだけ遠くの高台に逃げてくださいと呼びかけています。そして、大規模な大型の台風の進路予測等は数日前からもう報道されて、予測できるため、区民の皆様が早期に避難できるように、適切な時期に避難情報をしっかりと発信していきます。それが先ほどのレベル1、レベル2、レベル3というところで、もうこのタイミングで避難、支援が必要な方は避難を開始してください。高齢者も開始してください。もう全ての方々が開始してくださいという段階に分けて、避難情報を確実に発信していきます。移動時間も確保できることから、まだまだ浸水する前の段階でご案内をします。電車ですとかバスを使って避難も可能な段階でご案内をしていきますので、避難先にはそういった交通機関を活用いただきながらの避難をお願いしたいと思っております。

避難先は、区の避難場所だけではなくて、安全な場所にある知人宅や、懇意にしているホテルなど避難する縁故避難と言っていますが、縁故避難や分散避難を強く願

いしているところです。

しかし、そういった先ほども会長からお話がありました、なかなか縁故、知り合いいないよという方々もいらっしゃると思いますので、難しい方々には、区で高台の避難場所の確保を進めておりまして、現在、合計58施設、約5万9,000人分の確保が完了しています。でも、それでもまだまだ足りないということは十分認識、自覚しておりますので、さらなる確保に取り組んでいます。

今年入ってから、十条の駐屯地の自衛隊の体育館ですとか、それから先日私も直接、私立学校、私立小・中・高の私学協会、私立の学校の校長先生が集まる会にお邪魔をしまして、高台にある学校については、そういった提携をさせていただき、区民の方々に避難場所として協力してくださいというような、高台の避難場所をとにかく広げていくことで、低地部の方々が安心して高台に避難いただけるような、そんな避難場所の確保に努めていきます。

また万が一、逃げ遅れてしまった場合の緊急避難場所としては、都営住宅、東京都と協定を組みまして、都営住宅の空き住戸を確保しています。4月の時点で空いているお部屋を決めまして、そこはもう1年間水害が起きた場合には、避難場所として逃げ込めるような協定を組んでいます。ただ、これはまだまだ課題がありまして、数が絶対的に少ないと思っています。自分が都議会議員時代のときに、これは東京都とやり取りさせてもらって、数を増やしていくこと。

それから、都営住宅の建て替え時に、事前にそういったスペースとしても確保しておくことも今、東京都都知事にも求めていくなど、実際に進めています。

あとは運用面での鍵の受渡ですとか、どなたが避難されるのか。集中しちゃったらどうしようとか、運用面もありますので、万が一の緊急避難場所として都営住宅の空き住戸を確保しておりますが、それに頼らず、やはり基本は縁故避難もしくは区で用意をしている高台の避難場所を、みんなでここに行こうというふうに決めていただいて、分散して避難していただくことだというふうに思っております。

ですので、改めて申し上げますが、荒川が氾濫の危険性が出た場合は、豊島地区低地部では避難はできません。高台に上がって避難していただくことはできない。ですので、逃げ遅れゼロに向けた取組として、区としては、地域の方々の避難行動計画、コミュニティタイムライン、これは本当に豊島地区の皆様には大変ご協力いただき取り組んで、先行して取り組ませていただいていると思っております。令和4年度に堀船地区、令和5年度が浮間と豊島地区、実際にコミュニティタイムライン検討いただきまして、進めさせていただいております。

この、荒川が氾濫しそうだというときには、とにかく高台や遠くに逃げるんだということを、地域で共有していただくための取組を、ぜひとも地域、町会の皆様にはご協力をいただきたいと思います。マイタイムラインの普及啓発に加えて、地域の避難行動計画であるコミュニティタイムラインの作成支援を行いまして、自助、共助の両面から取組を区としては進めていきたいと思っています。

あわせて、堀船地区でも地区防災計画、この地域の防災計画、逃げ方もそうですし、水害や地震、全てにおいて地域でどんなふうに災害に対応していくかということの計画も、今取り組んでいただいております。ですので、なかなか地震と雨と水害と分か

りづらいんですが、荒川の氾濫のときにはとにかく高台に逃げるよう、そのための準備を地域や個人でタイムラインを用意していただく。そして、想定をし、その訓練をしていただく。

そして、石神井川の中小河川のときには、緊急の、もう1時間で、氾濫危険が先日も出ましたので大丈夫だったんですが、床上浸水まで出ました。なので、石神井川が集中的に雨が降った場合は、豊島地区でもお家の2階とか3階に避難していただいて大丈夫です。これは、2週間も浸水しませんから。本当に何日でしたか。石神井川の浸水の場合は数時間でしたか。そういった想定になりますので、それであれば一時的な避難として、ご自宅の上のほう、もしくは近くの避難場所、公共施設の2階などをご用意していく予定となっておりますので、その辺もしっかりと避難情報として発信をしてまいりますので、ご安心いただければと思います。石神井川と荒川と氾濫について対応を変えていただく、これは、ぜひとも地域の中で共有をいただきまして、それぞれの訓練を防災訓練の中で想定してやっていただけたらうれしいなというふうに思っております。

2つほどあります。私、浮間地域で、浮間も低地部ですので。2年ぐらい前に高台避難、大雨が降って新河岸川とか氾濫したときにどうしようかというふうに。浮間から桐ヶ丘中学校まで歩く訓練をしました。25分の想定が、歩いてみたら40分以上かかりました。歩こうと思ったら都営住宅の建て替えで道が変わっていました。なので、やっぱりこれは、今、火を消そうとかという、防災訓練をやっていただいておりますが、水害に対応する防災訓練も、高台避難の訓練も、これから皆様にはご案内をさせていただき、まずはそれぞれの地域、町会で、どこにどんなふうに逃げていこうか、どのタイミングで逃げるかということを、マイタイムライン、個人のものとともに、地域のコミュニティタイムラインを想定して、実践してみていただく。それに加えて要支援者の方々へのサポート、これを、ぜひお願いしたいなというふうに思っております。

あと、連合町会長から実は言われたのが、地震のときに避難する避難所は、町会ごとに自主防災組織として、町会の皆さんは同じところに避難されますが、水害時は「とにかく近くの高台に行ってください」なので、町会員の皆さんがばらばらになってしまうから、水防本部をどこに置いたら、町会としての水防本部が置けないよということをご指摘いただきました。そういった意味では、豊島地区のご案内をさせていただきまして、町会ごとに、基本は「近い高台に行ってください」なんですが、それでも町会の役員の皆さんは、ここの避難場所に多くいらっしゃいますということだけは、役員の皆様から町会の方々にお伝えいただいて、安否確認ですとか、それから地域の連携の中でサポートし合える、そんな体制は高台対応避難場所での1つになるのかなという意味で、今、二丁目、三丁目、四丁目等を挙げさせていただいておりますが、挙げがないところは、まだここだよということをお決めいただいている前ですので、ぜひそういったお話し合いもしながら、ここに逃げなければいけませんということではないんですが、町会や多くの役員さんがいるということは安心にもつながるかなということで、独自に町会の役員の皆様が指定をされています。

こういった先駆的な取組をされておりますので、ぜひとも役員の皆様方から地域、

町会の方々に、荒川氾濫と石神井川の氾濫危険についての対応を変えていくよ。荒川
のときはこんなふうにもみんなで逃げようね、準備しようねということを、改めて広め
ていただけたらと思います。

区としてできることは、避難情報をしっかりと的確に情報をお伝えしていくことが
最も重要だと思っております。そういう意味では、北区防災ポータル、防災アプリを
昨年から準備いたしまして今年開設をいたしました。皆様、もう携帯、ほとんどの皆
さんがスマホをお持ちだと思います、高齢者の方々も。ですので、ぜひ町会で、みん
なでアプリをダウンロードしていただいて、避難情報がピロロロロンというふうに出
ますね、アプリね。私もダウンロードしておりますが、雨が降ると、スピーカーから
の避難してくださいという声が聞こえなくなるというのが一番大きな苦情の1つでし
た。それは本当におわびしたいと思っているんですけども。その情報が、この携帯の
防災アプリから確認が取れます。もうレベル3なので高齢者の皆様が避難していただ
くこと、もうレベル4になったからみんな避難しよう、その情報がこの中にコンパク
トに出されますので、外のスピーカーの音を聞いていただくのではなくて、防災アプ
リから、ぜひその情報を取っていただき、みんなで声を掛け合いながら避難してい
ただくということを、ぜひお願いしたいなというふうに思っております。

ご自身で情報を取っていくというよりも、プッシュ型でピロロロロンと。地震が起
けると携帯ブルブル鳴ったり、大きい音がしますよね。あんな感じでお知らせがあり
ますので。ハザードマップ、また安全な避難ルートも地図情報でここから検索もでき
ます。ぜひ、ご活用いただきたいなというふうに思っております。

町会として避難場所の協定締結に向けたサポート、区としての関与についてのご要
望をいただきましたが、今回このような形でご理解をいただき、ご対応のご協力をお
願いできればというふうに思っております。

以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

◎区長室長

やまだ区長、ありがとうございます。

ただいまの区長からの回答を受けまして、D副会長様、E副会長様、何かご意見等
ございますでしょうか。よろしくお願いします。

◎D副会長

1つ、お尋ねします。

区長さんのお話はよく分かりました。それから、2019年の台風19号の折の経
験が堀船地区はありますので、それは区のほうにいろいろ申し上げました。この1枚、
これもマイタイムラインという言葉がこれじゃあ分からないと、我が家の避難計画に
してくれということで役所はこういうふうにしてくださいました。こういう対応はと
てもよくしてくださったのは分かるんですけど、今日12ページ、区長さん、これだ
すね。12ページの区としての計58施設、5万9,000人という数字があります
ね。この人たちを誰がケアしてくれるんですか、避難したときに。

◎やまだ区長

まず5万9,000人、これはもう水害も震災も一緒ですが、避難をしていくこと
について、やっぱり自助、共助の中でやっていただく。そして、水害時の避難につい

ては、区が開設していく避難場所という形で運営していきます。震災の場合は自主防災組織の方々が運営いただきます。ここが運用の違いです。水害時の高台避難の場所の運営は、区が運営していくということでしていきます。

ただ、大雨のときもそうなんですけど、震災のときのいろいろな備蓄と違った形で、基本的には水害のときに避難していただくときは、ご自身の食べ物とかそういったものは持ってきてくださいということをご案内しています。基本的には水ですとか毛布、こういったものの簡易な形での備蓄というか、準備になっておりますので。台風19号のときも自分も滝野川体育館、防災センターのほうとか回ったんですけど、やっぱりご飯を出してくださいとか、炊き出しということが言われたんですけども、短期のものについては、やはり一時的な避難で。長い避難になってくると、これが炊き出しとかになっていくということで。

◎D副会長

期間が長くなりますよね。そうすると、これだけの人数を役所で対応できるんですか。

◎やまだ区長

一時避難の場合は区として開設し、長期になる場合は避難場所、災害時と同じ対応になっていきます。

◎D副会長

ちょっと、それは非常に心配。

◎やまだ区長

そうですね。なので、水害と地震と、それから水害だって一時と長期滞在と、これがすごく難しいので、やっぱりそれぞれの想定をみんなで共有していただきながら、私たちもそこを周知に全力で努めなきゃいけないなと思っておりますので。避難所の開設、水害時の一時的な避難場所の開設、それから長期にわたる避難場所と分けて、皆様にはしっかりお伝えをしていきたいと思います。

◎D副会長

可能な限り準備はしていただきたいと思いますが。人数からすると、これだけの人間をケアするのには、それに近い人間が必要になってくるんじゃないかというふうに思いますので。ちょっとそのところが腑に落ちない、どうしても。

◎やまだ区長

2か月とかそういった長期の場合は、本当に災害時と同じになりますので、地域の方々の自助、共助、そして公助と、皆で力を合わせて避難生活を乗り切っていくというのが基本になります。

◎D副会長

もちろん、これをやれるだけのことやっていただきたいんですけど。僕は徹底してほしいのは、やはり自分で自分のことは面倒見ろということをもそんなに、これは公助も共助も期待はできないんだということのほうを強調していただいたほうがいいというふうに思います。

以上です。

◎やまだ区長

分かりました。ありがとうございます。

とにかく高台避難場所の多く受け入れる場所を、区としても、一生懸命早めに場所を確保していくということが、最も縁故で遠くに行くこと。個人的に心配しているのは、江東5区といって江東区とか、海沿いのほうは全部が低地部なので、そういう人たちももしかしたら北区側にもみんな来てしまうかもしれない。だから区民の方々だけじゃなくて、むしろ北区の高台に避難されてしまったら、あなた豊島区だから、江東区だから駄目ですとかと言えなくて。

なので、そういう意味では想定住民の方々、人数を頑張って目指すという思いはあるんですが、物理的なこともありますので、国や東京都の施設もしっかりとやっていくこととともに、まずは、荒川が氾濫しないように、これは国の整備です。調整池。これは第一調整池の3, 500は完了して、この間の雨もそれで大分救われたところがあると思います。第二が令和8年に1, 500立米も入れられるようになって、第二、第三が完了すると5, 100立米、さらにプラスになるというふうに聞いていますので。ここの部分を、ぜひ国には早期。第二、第三が全部できてから入れるんじゃないで、できたところからお水を入れてもらえるような、そんな仕組みを、国会議員の先生とも連携して実は実現も、国のほうとは調整がついているので。まず、下流域での氾濫が起こらないように、上流部で水を全部止めてもらうということ、ハード整備としてやっていく。でも、それだけじゃあ絶対駄目で、それに合わせて私たち住民、区民の皆様にソフト的な訓練とか、意識を持っていただく、この両方を一遍にやっていくことが重要だと思っておりますので。

荒川が氾濫するというのは1, 000年に一度だというふうに実は言われておりますが、1, 000年に一度が来年来るかもしれないので、気を緩めることなく、国や東京都とのハード整備の連携、石神井川、東京都と連携をしながら、ソフト整備の部分については北区が区民の方々にご理解を求めながら、しっかりとご説明をして進めていきたいなと思っております。よろしくお願いします。

◎D副会長

区長さんが今おっしゃった江東5区ね。200万人でしょう。ですよ。これどうやって対応するか。しょうがないですよ。だから江東5区はみんな、この区にいるなと。全員逃げろということをはっきり言っていますよね。僕はあのぐらいの言い方をしていただいたほうが北区の場合もいいというふうに思います。

◎F理事

すみません、時間がない中。今のおっしゃったとおり、結局、北区20万人を避難させるには、西の高台に逃げろと豊島のあれに書いてありますけど、要するに広域避難を、要するに西の北区以外のところを、どこに逃げたらいいのかというのを知らせてほしいんですよ。それをしてくれないと、結局、江東の5区の200万の人たちも来るんですよ。それでみんな行くわけでしょ。それで多分江東の人たちは、もっと早く逃げますよ。早く逃げるんです。だから、1日前の高齢者避難じゃないんですよ。もう2日ぐらい前から車でどんどん逃げてくると思いますよ。だから、その広域避難のどこに逃げたらいいかというのをぜひ、考えてくれていると思うんですけど、ぜひそこを早くいろいろ提携してもらって、知らせてほしいなという思いです。

◎やまだ区長

いえ。江東5区をはじめ、これは全域が低地部のところもあります。これは、国と東京都とその江東区を含めて協議会を持ちまして、どうしていくかということをやっています。あわせて、国の施設とか、東京都の施設を広域避難場所として全部指定をして、ここのエリアで何人受け入れられるということを今協議しています。北区としてのここが何人分入れるということも、今協議をしております、まだこの施設として、どのくらい入っていけるということは、区民の方々にお伝えできる段階ではないんですが協議を確実にしておりますので、そういったものが整い次第お伝えしていくこと。

それと、やっぱり縁故避難ということが出来る方には、本当にしていただくということを広めていくこと。

あと、例えば、北区と友好都市を組んでいるところの地域に、少しそういった場所が設けられるのかどうか、なんて私が勝手に、この場で言っちゃうと課長、部長が驚いちゃうといけないんですけど。ただ、本当に20万人の皆様が避難するときに、どれだけの現実的にスペースを確保できるかということを想定し、実際はそこまでいなくても、そういった連携を他自治体と組んでおくということも1つ手だとは思っています。そこにご理解をいただいて避難していただける方々、またその交通手段だとか、そういったことも、協議していかなければいけないので安易には申し上げられないんですが、基本は縁故避難をしていただきつつ、区として高台避難の数をとにかく増やす。そして、それ以上の広い範囲での広域避難について、国や東京都、それから関係自治体と協議をして増やしていく。この手順をしっかりとやっていきたいと思っておりますので、情報がお出しできるものについては、順次ご提供させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

◎D副会長

区長さん、最後に1つ。

区はこれだけできる、これだけやれるじゃなくて、区はこれではできないということのほうをはっきりしていただいたほうが、私はいいと思う。

◎やまだ区長

ありがとうございます。

基本は縁故避難を推奨させていただいておりますので、こちらのほうで。とはいえ、やっぱり頑張ります。よろしくお願いします。

◎E副会長

すみません。ちょっと、今の話から比べると小さなことなんですけれども。例えば、今、避難所備品について、みんな1階に備蓄されているんですね。これ、台風が来るからと言って1週間かそのくらいのときに運ぶとしても無理だと思うんですね。平時から、やっぱりそこら辺のことを考えていただかないと、せっかくしてある備蓄品や何かがみんな無駄になっちゃうと思うし、使えないと思うので。ぜひ、そこら辺も、平時のうちに考えていてほしいなと思います。

◎やまだ区長

ありがとうございます。

例えば消防団本部とか、1階に装備品とか置いてあったりとか、実は東京都とか消防も含めて、その低地部にある備蓄だとか、いろんな備品を、どうやって管理するかというところは、私たちもすごく課題認識を持っています。今、区の学校とか、備蓄を置く場所はなるべく高いところに置いていくという形で、新しいところでは場所を上にはしています。なので、ちょっとそのもう既に1階にいっぱい置いてある、ここはどうしていこうかというのは、本当、会長おっしゃるとおりで、個別に場所によって検討の仕方も変わってくると思うので、引き続き区としても、また地域の方々ともご相談をしながら、もう、水に浸かったら使えなくなってしまうということで、助け出す道具すら使えなくなるというのも困りますので、そこはしっかりとまた協議していきたいなというふうに思っております。今の新しい避難場所となっていく、指定されていくところ、学校が改築されたりとか、そこは高いところに置いていくような形で既に対応を始めておりますので。今のところ頑張っただけ考えていきます。ありがとうございます。

◎E副会長

今の問題についても、私なんかの古い知識しかないのかもしれませんが。やっぱりほとんど、私が知っているところは1階なんです。だから新しく、例えば豊島団地と、王子団地とか高くなりましたね、新しく。そういうところの何階とかと言っていたら、そういう面でもそこに住んでいる方は少し安心できると思えるので、よろしくお願いします。

◎やまだ区長

ありがとうございます。

◎区長室長

ありがとうございます。

では、こちら第1部のテーマ、C副会長様、D副会長様、E副会長のお三方、貴重なご意見、ご提案のほうをいただきまして、誠にありがとうございます。

大変申し訳ございません。お時間のほうが第1部のほうだけで、もう1時間が終わってしまいましたので、今年度につきましては大変申し訳ございませんが、第2部のテーマ、町会自治会への加入促進、活性化についてのフリートーク形式での意見交換につきましては、割愛させていただければと存じます。大変申し訳ございません。

今後とも加入促進ですとか、そういったものに関しましては、区のほうとしましても考えてまいりますので、ちょっとこの件で区長のほうから。

◎やまだ区長

すみません。申し訳ありません。そうですね、私どうしてもこの後、6区集まる会合があって、北とぴあ内なんですけども、この時間で第2部を切ってしまうって申し訳ありません。

ただ、町会自治会の加入促進活性化について、私も街頭のイベントに出席することもありますので、個別に、ご意見いただければ、またきちっと協議していきたいと思えますし。それぞれの連合自治会の中では、様々活性化、委員会の中で協議をいただいているとも伺っておりますので、皆様のご意見、個々にでも結構ですので、何かの機会にお届けいただければうれしいなというふうに思っております。どちらにし

ても、町会が活性化していかなければ、町の安全・安心はもちろん、経済の発展にもつながらないと思っておりますので、区としてもしっかり町会をお支えする、その仕組みづくりに頑張っていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

◎区長室長

ありがとうございました。

6 . 閉 会 挨拶

◎区長室長

それでは最後に、王子地区町会自治会連合会、G副会長様から閉会のご挨拶をいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

◎G副会長

皆様方、1時間にわたりまして、大変な議論をありがとうございました。

ただいま聞いておりまして、Cさんの本当に自転車、放置自転車。この放置自転車1つ取っても宿題もたくさんありましたね。やっぱり夜間、そこらに置いていくのは撤去、これも大いに進めればいいんです、やればいいんです。まず周知して、どんとやればいいです。

それから、D副会長が言われたように、高台に避難したときに、さあ誰がやるのか。区の職員ははっきり言って手がいっぱい無理です。そうしますと、高台の自治会が、町会自治会が全員でもって、これは応援しないといけない。ですから、考え方を1つ変えてもらいたいのは、自助、共助、公助と言いますけど、自助、近所なんです。隣近所が大事なんです。ですから、上に逃げたら上の人たちの近所がみんなで助け合うという、そういう仕組みが区の中の方針、大方針に入っていただければ、少しはまた考え方が変わってくるんじゃないかな。そう思っております。

今日は本当に大事な話し合いでございましたけど、皆さんとともにいろいろ。まだまだ、話し尽くされないことがあるかと思えます。それは本当に、これ現場でもって一番苦労するのが我々町会長、また町会の役員さんたちが一番苦労しますので、そういうご意見は大いにこれからもどしどし区のほうに提案してまいりたいと思えます。

本日のきずなトーク、どうもありがとうございました。

◎区長室長

G副会長、ありがとうございました。

7 . 閉 会

◎区長室長

それでは、お時間となりましたので、本日のきずなトークのほうを終了させていただきます。

皆様、ありがとうございました。

令和6年度きずなトーク（滝野川地区）議事要旨

- 1 日 時 令和6年10月24日（木）午後3時00分～午後4時00分
- 2 場 所 滝野川会館 5階小ホール
- 3 出席者 区長、政策経営部長、区長室長、地域振興部長、地域振興課長、
滝野川地区町会自治会連合会常任理事（23名）

1 . 開 会

◎区長室長

皆様、こんにちは。

定刻より少し早いお時間ですが、皆様お集まりということなので、始めさせていただきます。

ただいまより令和6年度きずなトークを始めさせていただきます。

私は本日司会を務めさせていただきます、区長室長でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

2 . 区 長 挨 拶

◎区長室長

それでは初めに、やまだ区長よりご挨拶をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎やまだ区長

皆様、こんにちは。

令和6年度のきずなトーク、滝野川地域の皆様とのきずなトーク、今日は皆様お忙しい中、このように大勢の町会長の皆様にご参加いただきましたことを、まず持って心から感謝申し上げたいと思います。ありがとうございます。

また、日頃から各地域で、町会自治会の様々な取りまとめをしていただいていること、併せてこの場をお借りし、感謝申し上げたいと思います。本当にいつもありがとうございます。

本日のご要望2点ということで、都市計画道路補助181号線についてと、木密地域の対策についてということで伺っております。どちらも17年前、西ヶ原から初当選させていただいてからずっと取組としてきた内容でありますので、私もしっかりと意見交換をさせていただきながら、前向きな方向性が見いだせたらなというふうに思っておりますので、どうかご理解とご指導を賜りますことを改めてお願い申し上げます。

今日はよろしくお願いいたします。

３． 会 長 挨 拶

◎区長室長

続きまして、滝野川自治会連合会、A会長様よりひと言ご挨拶を頂戴いたします。
A会長、よろしくお願いいたします。

◎A会長

ただいま紹介いただきました、滝野川自治会連合会の会長をしています、Aと申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は区長さんをはじめ、役所の幹部の皆様、お忙しい中、本当にきずなトークに出席していただきまして、誠にありがとうございます。

このきずなトークは毎年のことではございますが、本年も滝自連の要望がございませう。快く受け止めて、よい方向へ進むよう、そしてこの会議が実りあるものにしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

◎区長室長

A会長、ありがとうございました。

４． 出 席 者 紹 介

◎区長室長

それでは、ここで区側の出席者をご紹介します。
改めまして、やまだ区長でございます。

◎やまだ区長

よろしくお願いいたします。

◎区長室長

政策経営部長でございます。

◎政策経営部長

こんにちは。よろしくお願いいたします。

◎区長室長

地域振興部長でございます。

◎地域振興部長

よろしくお願いいたします。

◎区長室長

地域振興課長でございます。

◎地域振興課長

よろしくお願いいたします。

◎区長室長

どうぞよろしくお願いいたします。

５．意見交換・情報交換

◎区長室長

それでは、早速ではございますが、本日お手元にお配りしております資料の次第に従いまして、ただいまから意見交換に入らせていただきたいと思います。

なお、本日、皆様からお話しいただきました内容につきましては、後日議事要旨を作成いたしまして、区政資料室や北区ホームページで公開させていただきますが、発言者のお名前は匿名とさせていただきます。

また、記録用としまして、本日の様子を撮影させていただきます、区のホームページなどに掲載したいと考えておりますので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。

また、本日の意見交換の進め方についてご説明申し上げます。

昨年と同様、第１部では滝野川自治会連合会の要望事項、２項目についての意見交換。第２部では、地域活動をテーマとしました意見交換を予定しております。ただ、こちら第１部のほうの意見交換のほうで、大変意見が活発に出る形で、お時間の関係で２部に入る時間が足りなくなってしまう場合もあるかと思っております。その際は、第２部の意見交換のほうは割愛させていただくこともあろうかと思っておりますが、そちらのほうはご了承いただければと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは早速ですが、第１部のほうに移ります。

要望事項について、限られたお時間を頂戴しておりますので、事前にご発言いただくテーマを２つにご調整いただきました。ご発言いただくお時間ですが、会の時間の関係もございますので、誠に恐縮ではございますが、１テーマ５分程度でお願いいたします。

常任理事の皆様にご発言いただいた後、やまだ区長からお答えさせていただく形をテーマ１、テーマ２で行いたいと思っております。

ご発言いただく順番でございますが、テーマ１がＢ常任理事様、テーマ２につきましてはＣ常任理事様の順番でお願いいたします

それでは、Ｂ常任理事様、マイクのほうはお手元でございますでしょうか。

◎Ｂ常任理事

あります。

◎区長室長

それでは、よろしくお願いいたします。

◎Ｂ常任理事

それでは、私のほうから都市計画道路補助１８１号線について、発言をさせていただきます。

まず、この補助１８１号線については大きな進展があったこと、大変うれしく思っております。と申しますのは、１軒だけ家屋が取り残されていて、これもなかなか、いつまでたっても進展しないのかなと思っていたところ、８月末ですか、９月でしたか、取壊しにやっとなって本当に道路が、明治通り側が見えるようになって、見通しがよくなってよかったなというふうに思っております。

これは、もともと霜降橋からずっと来て、滝野川の明治通り、一丁目、二丁目の間を通過、二丁目は通らないですね。一丁目を通過して明治通りにいくという形の大体80メートルぐらいの部分を私も記憶しておりますけれど、首都高が一時これに携わって、何とか早く解決しようとしたときがあったんですが、なかなかそれも進まなかったというのが現状です。

全体像で見ると、1,510メートルのうち、残り80メートルぐらいのところで工事がずっと滞っていたわけですが、本当に1軒退いたために、非常に見晴らしがよくていいなと思っております。

まず、利便性の高い総合的な交通体系の整備として、区としても当該路線の重要性を考慮して、区長が一生懸命スピード感を求めてやっていただいたおかげかなというふうに思っております。

ただ、大事なものは、これから先ですね。今、やっと思通しがよくなったところで、この今日いただいた資料を見てみますと、令和12年度の完成となっているんですね。まだ、これから6年かかると。そんなにかかるのかなと正直思います。この辺をスピーディーに持って行っていただきたい。やまだ区長のスピーディーさは十分承知しておりますので、その辺、ぜひこの地域の活性化につながるんじゃないかというふうに思いますし、ただ、これが本当に12年度完成ということが目標であるならば、その間にポケットパークでもつくって、お年寄りや子どもたちがひと休みできるような場をつくっても、何もしないんだったらばそのほうがいいというふうに思いますけれど、この計画を見ますと、下水道工事、水道工事、あるいは電柱の無柱化工事とかいろいろあるみたいですから、そういうことは無理なのかなというふうにも思っております。

できるだけ早く完成して、利便性の高い総合的な交通体系を早く進めていただければというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

私からは以上です。

◎区長室長

B常任理事様、ありがとうございました。

では、ただいまのこの要望事項を受けまして、やまだ区長から今後の課題や方針等につきまして、回答をいたします。

◎やまだ区長

ありがとうございました。

本当に地元では、もう長く長く望まれている、この通りについてであります。ご要望いただき、ありがとうございました。

都市計画道路補助181号線について、まず、本路線は交通ネットワークを確保するために滝野川一丁目、明治通りと霜降橋の交差点、本郷通りを結ぶ補助幹線道路、街路線として、昭和39年2月に都市計画決定しました。もう大分昔になります。

そのうち、79.5メートル、先ほど会長からもありましたが、約80メートル弱の区間を昭和63年2月に、当時の首都高速道路公団と補助181号線築造の委託に関する基本協定を締結しまして、同じ年の6月に事業認可を取得し、事業を推進してきました。この間、お話にもありましたとおり、地権者の方との交渉が大変長引きまして時間を要しました。区議会にも当事者の方が来られたりとか、非常にいろいろな

ことがありましたが、平成１７年１０月に北区が事業を引き継ぎまして、首都高速道路のほうから引き継ぎまして、同様の状況が続いていたんですが、事業を進めていくために平成２９年度より土地収用制度、これは少し強めの制度になりますので。これを適用しまして、用地取得及び物件補償を行いました。現状では取得を完了しております。

ここから令和１２年度までかかっていくよということで、スライドのほうにもお示しをさせていただいておりますが、具体的に何でこんなに時間がかかるのかということとあります。取得が完了しまして令和７年、８年で下水道と水道工事。この下の部分、道路の下の部分を工事に入ります。そして、９、１０、１１年度と無電柱化また路線の電柱の撤去ということ、関係機関と連携をしながらやらせていただく。もちろん、地権者の方々との協議も含めてやらせていただくことから、これがもう目指す、今考えられるスピード感としては最も早いものだというふうに、職員とも協議した中では、関係機関との協議を要する時間も含めると、これが一番必要な時間だろうということでお示しをさせていただいた次第です。

もちろん、可能性があるものについては、これがマックスではなくて、できる時には求めていきたい。その関係機関との調整で要すること、また、権利者との調整の中でできることは早くしていきたい。逆に、むしろ個人的には、今、建築ですとか様々な資材高騰と物価高騰、また人の不足ですね。建設関係・工事関係の人材不足ということで、週休２日、週５日の勤務ということが徹底されてきていますので、なかなか工期が縮まるよりも、これ以上延ばさないための努力に、むしろ我々としては最低限努力していかなければいけないレベルであることもたしかです。

なので、地域の方々とお約束していく令和１２年度には、しっかりと供用開始できるようなことを目指したいなというふうに思っております。今、様々な工事ですとか、建て替え、改修なども落札されない、入札不調が続いています。そういった背景がありますので、どのような形がこれから・・・決していい方向にはいきなり改善されるような環境でもないの、むしろ延びないように精いっぱい、この年度を守っていききたいというのが正直な思いです。

そして、ご提案をいただきました、１２年の供用開始までの間のスペースについての活用であります。会長からも少しお話しいただいたとおり、どうしても、今は見通しはよくなっているんですけども、これから令和７年から下を掘り返して共同溝を入れていく下水道管ですとか水道工事、もちろん電柱も含めて、地下埋設物の工事に入っていきますので、掘り起こしてしまうので、なかなか広場として活用していくというタイミングが捉えづらいかなというのが、今の考え方であります。

制度上、やはりもう１つは土地収用制度を活用して、土地を取得しておりますので、そのときに国費とか補助金も入っています。そういった補助金を活用するときの制度上の考え方からも、別の用途として使う場合には国に申請をして、許可を得て使っていくという、そういった手続をしている時間がむしろ遅れてしまうことにつながるのも避けたいかなという思いがありまして。今の段階では、まず工事を遅れないように、７年、８年の下水道・水道工事をしっかりとスタートさせていく。このことに注力させていただきたいというのが、区としての、私区長としての立場も含めて、今の考え

でありますので、これからしっかりと、このことを地域の方々にご理解いただけるような周知に努めていきたいというふうに思っております。

今日、会長、皆様からいただいたご要望、ご意見を、こういったご要望もいただいておりますが、区としてはこういう考え方でご理解を求めているということです。をしっかり周辺、または地域の方々にご説明していく機会を設けていきたい、努力していきたいというふうに思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

◎区長室長

ただいまのやまだ区長からの回答を受けまして、B常任理事様のほう、ご意見のほうはございますでしょうか。

◎B常任理事

ありがとうございます。

やはり、6年間かかるということは、非常に長いなというのが実感です。1つ1つ、工事そのものも、かかる工事業者も全部違うわけですから、それは大変だということは十分承知しておりますけれど、できるだけ集中した形で物事ができるように、取り計らっていただければというふうに思いますし、やはり6年間、工事工事ですずと行くということも、住民にとっても非常に辛い部分もあるのかなというふうに思いますので、できるだけ短期間の中で集中的な工事を行い、できた後、やはりこの道路がいい活用ができるような体系を持っていていただきたいというふうに思います。

以上です。ありがとうございました。

◎やまだ区長

ありがとうございます。これは町会長、町会の皆様の思いとして、しっかりと職員と共有をしながら、事業者や地権者の方々との折衝に当たらせていただきたいというふうに思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

◎区長室長

よろしいでしょうか。

では、続きまして、2つ目のテーマにつきまして、C常任理事様よりご発言のほうをお願いいたします。よろしくお願いいたします。

◎C常任理事

Cです。よろしくお願いいたします。

実は、私は29年前、阪神・淡路大震災が発生した直後に、ある自治体の調査団として、神戸の長田区の狹隘道路がつながる密集市街地の大火災現場を訪れました。一面焼け野原の町に愕然としましたが、もっとびっくりしたのは地区の西側に6メートル道路があったんですね。その外れになりますよね。そこも反対側の家はかなり地震で傷んでいたんですけど、全然焼けてないんですね。結局、今でも言われていますけど、6メートル道路があると大体防げる。そういうのが防災関係の人たちは思っています。私もそういうふうに思って。それを自分のまちや、それから勤めていたまちに、もう絶対に大火災を起こさないようなまちづくりをしたいということで、その後、都市計画とか、それから再開発事業とか何かを担当してやってきました。

そのおかげというか、それは1つの私の流れなんですけれども、そのときにやっぱり6メートル道路の有効性を確信して、なおかつ、まちづくりはすごくソフト面・ハ

ード面、大変なんですよ。そんな簡単にできる話ではないので、10年、20年、下手すると40年ぐらいかかるものもあります。ただ、平成17年に、事業区域25.4ヘクタールの西ヶ原地区の、区長もご存じだと思いますけれども、一生懸命やっていただきましたけど、西ヶ原地区の密集住宅市街地整備型という、これ通常は密集事業と言っていますけれども、これが始まりました。

防災広場の西ヶ原みんなの公園の整備や、それから防災生活道路、これは4つあったんですけれども、西2号線は広場と同時に出来上がりました。それが、整備が終わったときに、平成26年度、事業区域を30ヘクタールに広げていただきました。その結果、児童遊園が2か所、それから広場が1か所、それらが開園いたしました。本当に皆さん、喜んでいたと思います。

ただ、防災生活道路の3号線は現在進捗率が52%、それから4号線は18%なんですよ。苦戦しておりますね。地区の事業目標値の不燃領域率は57%。これは外語大入れていませんけれども、入れると64%にはなるんですけれども、都の補助金の問題で60に近づくと、もう打ち消しと。それは伺っているんですけれども、その中で、不燃領域率が70%を超えると大体火災の延焼は防げると、そういうのが学会でも通例になっています。東京都の目標値が60%なんですけれども、それで令和8年の3月には達成できるだろうと。本事業を終了したいと、そういう話がありました。あとは、地区計画の壁面後退により、防災生活道路の6メートル幅員を区単独事業で、今までのような保障がなく、買取はしてくれるんですけれども、そういうところでやっていきたいという話がありました。

現在でも、防災生活道路地区内の新築の家がやはり建ち並んでいるんですけれども、用地買収の協力が得られない。道路中心から2メートル、セットバックしてL型を設置して、さらに壁面後退1メートルをやって、それは買えないんですよ。そういう状態で、その空地に車庫から車がはみ出たり、それから自転車や植木鉢、それからクーラーの室外機等が置かれている状況で、完全に用地買収した地域、区長もご存じだと思いますけれども。私のほうの地域はもう完全に整理をしていただいて、何軒か残っていますけれども、今それ一生懸命やっていただいているんですけれども。そういうのを見ると違和感を覚えるんですね。

一方では一生懸命買ってもらって、売ってやってもらって整備して、きちんと6メートルになるようにしているんですけれども、そうじゃなくて壁面でいいよという話になるから、最初からその壁面で済ませた話もあると思うんですね。そういう違和感の中で、やっぱりこの密集事業に対して、すごく疑問が残りまして、こんなような文章を作らせていただいたんですけど、やっぱりこの密集事業はまちづくりをどうするか大きな問題は残っています。

例えば、当地区に多い狭隘道路、これは建て替えのできない盲地めくらじですね。これは前回、去年火事があって、そういうところがありましたけれども、再整備する事業には都市計画上の何らかのインセンティブを与えて、それでやりやすいような手法も考えてもいいのかなというのが1つあります。

それから足立区、今日は最初名前は入れませんでしたけど、足立区では実施してい

るような建築確認申請のための狹隘協議ではなくて、密集市街地対策限定の災害整備助成条例をつくって、制定して、部に建設防災課というのをつくって、災害の係を設けて、積極的に施工をしております。今日もそのコピーを持ってきているんですけど、非常に保障も金額も結構細かく作成されて、はっきり言って食料費もみてあげるような、足立区はしております。

そういうのを見ますと、最近見たんですけれども、非常にそういうふうに熱の入った事業をされているのかと思います。私、こういう事業はきめ細やかな防災まちづくりを前提に、狹隘道路の整備等を積極的に取り入れて、安心・安全なまちづくりを進める地道な努力がもっと必要ではないかと、この地区でも、ここで事業を終了することは、密集事業を放棄するようなことに等しく残念でなりません。

まちづくりは時間がかかります。北区には本来の地域防災に関わる密集市街地対策に、本腰を入れて推進していただきたいと強く願います。

以上です。

◎区長室長

C 常任理事様、ありがとうございます。

では、ただいまのご要望のほうを受けまして、やまだ区長のほうから課題や方針について回答いたします。

◎やまだ区長

ありがとうございました。

まさに西ヶ原の大きな課題であります。木密地域の課題解決に向けて、これは西ヶ原をはじめとする区内、十条ですとか志茂、こういったところも含めて、北区は震災時の大規模な火災や都市機能の低下を防ぐために木造住宅密集地域のうち、特に改善を必要としている地区について、住宅市街地総合整備事業、いわゆる木密事業を展開しておりました。これは国や東京都との連携の中で、この間、各地域で進めてまいりました。燃え広がらない・燃えないまち、燃え広がらない延焼遮断帯としての6メートル道路と、やっぱり耐火構造としていく建物、まちづくりを推進してきました。

今回、西ヶ原地区の木密事業について意見交換をさせていただきたいと思います。

まず初めに、先ほど会長からもお話をいただきましたが、これまで20年間の取組について、スライドをまとめさせていただきましたので、ご覧をいただきたいと思います。

平成17年にまちづくり協議会を設立いたしまして、事業が開始されました。他地区と比べても、このまち協ができたのは早い段階で、活動が開始されました。そこから町会長、皆様のご尽力をいただきまして、まず西ヶ原みんなの公園を含む4か所の防災広場などを整備してきました。途中、二度の事業期間の延伸、それからエリアの延伸、広げるところも、これもいろいろと交渉して、さんさん児童遊園の部分、広げることで広場を整備していくということが可能になったというのも、自分も関わらせていただきながらやってきました。

この間、こういった成果をやらせていただいて、具体的な取組・成果についてですが、目標を定めて事業を進めています。いずれも燃え広がらない、燃えないまちのための基準となっております、お示しの不燃領域率や消防活動困難区域、地域危険度

など、それぞれの指標があるんですけれども、改善をしてきたというふうに思っております。そのため、令和7年度末を待って、木密事業の終了ということを地域の方々にはご説明をさせていただきました。

この考えに至るまでは、東京都とも様々なやり取りを経て、この結論とさせていただいております。これが終わるので全て事業をやらないよということにならないような取組を、これは西ヶ原だけではなくて、十条のエリアでも同じであります。事業終わったところの十条エリアもありますので、引き続き体制を変えて、しっかりと確保をしていくということを含めて、今後の展開をお示ししていきたいというふうに考えています。

この間、協議会活動など街の地域の方々に、ご協力をいただけてきました。本当にありがとうございます。ここから改めて形を変えてもう一步、地域の方々、特に権利者の方々のご理解を求めていくための取組を行っていききたいというふうに思っています。不燃領域率60%、また木造耐火建蔽率20%、この辺についてしっかりと対応していけるように頑張りたいなというふうに思っています。

今後の特に、防災生活道路3号線、4号線。4号線がなぜ18%かということですが、地形上、坂道で基本的にはやっぱり土地の権利者の方が、建物の建て替えのタイミングに併せて、検討いただくということ以上に、なかなか交渉が進まない。この制度があるから、あるうちに建物の補償があるうちにやってくださいとお願いして進んでいったのが18%で、割と通り沿いがもう建て替えが小さくなってしまいうことで建て替えられてしまいうとか、こういったところ制度上のご理解が強制力を持ってないというところでいくと、地形上3号線とは大きく異なっていて、3号線はやはり西ヶ原小学校の部分が大きくありますので、割合としてはやっぱり進んでいるんですけれども、権利者が多い、地形上の課題、この点で4号線の進捗が非常に悪いということは理解しております。

ただ、この制度、この間もずっと20年間、建物の補償も含めてご説明をしてきて、制度がある・なしというところでのご理解じゃないということが一定程度、確認が取れたということもあります。なので、それぞれの建て替え計画に合わせた、土地の取得のときの保障だけ。でも、引き続き、私たちとしては交渉し続けていくことで、そのタイミングで下がっていただくということを、やっぱり求めていくのがベストかなという考えであります。本当に所有者様の任意で売却等は決定されていくので、それを超えるなかなか難しい考え方だなというふうに思っています。

上十条の三丁目、四丁目地区においても、平成25年で事業として、木密事業については終了しました。ただ、その後も地区計画の中で、地区計画による制限で後ろに下がっていただいて、その後の建替計画の中で下がっていただくという作業は、土地を購入させていただくなどの関わりを持たせていただいて、実績としても上がりますので、こういったことを踏まえて、引き続き区としてはタイミングを捉えて、しっかりと権利者の方々に協力を求めていく。この取組はしっかりと3号線、4号線、やっていきたいというふうに思っております。

また併せて、今後の区としての西ヶ原をはじめ、新たな木密地域についての考え方ですが、やはり不燃領域率がまだまだ十分じゃないところもあります。こういったと

ころの地域の消防の活動が、十分に車が入っていけない地域もありますので、新たな地域における防災事業を検討しているのも事実です。今年度、調査に入っています。なので、それぞれの制度を活用しながら、東京都との協議をしっかりと活用しながら、区としての体制はそれぞれの制度を活用しながら、体制整備をしていきたいなというふうに思っておりますので、ぜひご理解いただけたらと思っております。

そして、続いて、区内全域で行っている狹隘道路についてのお話もありました。狹隘道路と拡幅整備事業についてであります。区民の皆様にもご協力いただきながら、建築基準法上に規定された4メートル未満の狹隘道路、狹隘の道路を拡幅していく事業であります。これも本当に難しい罰則規定を持たないもので、要綱で定めているものでありますので、建築確認申請を伴わない敷地についても対象としております。事業の主な内容としては、狹隘道路等の拡幅整備工事を無償で行っているほか、道路沿いの門・塀等の撤去や、隅切りを整備する場合に助成を行っています。

足立区のお話もいただきました。区との補助内容が十分じゃないという部分については、しっかりと検証しながら区議会でもご意見いただいているところでもありますので、こういった形で助成していくことでご理解が進むか。これは金額、これまで見直しもしてきたりしているんですけども、隅切りの部分ですとか、塀の部分とか拡大しているんですけども、やっぱり助成の金額を増やしたり、広告を増やしても、そもそも下がりたくないという部分で、なかなかご理解が求められないということもあります。そういったことに条例で、今、区としては要綱で対応しておりますが、足立区のように、条例を定めてやっていくことはどうかということでご提案もありました。

実はこのスライドの一番下にも書かせていただいておりますが、他のまちづくり協議会等でも同じご意見をいただいております。いただいていることから、北区狹隘道路の整備要綱の条例化について、今、他区の条例を所管として研究してもらっています。今、条例を定めているのは21区中10区で、23区なのに何で21区かというと、千代田区、中央区は狹隘道路がない。そもそもないということで除いております。21区のうち10区が条例化されています。北区を含めて11区が要綱の範囲を定めて対応しております。道路後退部分の支障物設置禁止を条例に盛り込んでいる区は、そのうち禁止というのは杉並区だけです。違反に関しては、要は罰則規定ですね。罰則規定を設けているのは杉並区の1区。勧告、命令、公表、代執行の措置で過料。過料を科していくということはないんですが、こういった手続で違反に対しては対応していくということを定められています。

また、電柱移設に対しての補助を行っているのは5区です。文京・台東・品川・練馬・足立。今、北区として電柱移設についての取組は、移設の補助を出してはいないんですが、昨年度からやっぱり道路を広げたら、電柱が出っ張っているというのが避けたいので、その地権者、向かいの権利者のおうちの方々にチラシを作りまして、丁寧に下がっていただくことの必要性を、区の職員が回らせていただくということの取組を昨年度から始めております。この電柱についても、狹隘道路のセットバックについても、やっぱり権利者の方々のご理解がないとできないという部分、これを条例をつくることで、どこまで罰則規制をどのように設けるか、設けなくて強制力が働く

のかということが一番の課題だと思っております。なので、条例をつくって、イコール全部下がってくれるかなという、それもなかなか他の区の事例を見た限りでは難しいかもしれないということの研究を、今、させていただいておりますので、条例化については引き続き研究をさせていただき、テーマとしては区の中で持っていきたいと思っておりますので、どのような形が一番有効かということも、条例の内容も本当に幅広いですね。何を盛り込むかということで、各区、全く違いますので、その研究をした上で、北区のエリアにあった内容を定めていきたいなというふうに思っております。

いずれにしても、会長がおっしゃるとおり、延焼遮断帯としての道路の拡幅ということは区がお願いするということだけではなくて、地域の方々のそれぞれの命を守っていくということで、意識をぜひ地域の方々に持っていただく。その啓発活動が私たちの大きな役割だとも思っておりますので。なぜ、こういった制度があって、こういったことを求めるのかという、その取組もしっかりと、引き続き今以上に頑張っていきたいなというふうに思っております。

条例化については、今後研究課題として引き続きテーマとして持っていきたいと思っております。

以上です。よろしくお願いいたします。

◎区長室長

ありがとうございました。

ただいまの回答を受けまして、C常任理事様、ご意見等はございますでしょうか。よろしくお願いいたします。

◎C常任理事

どうもありがとうございます。

私は、条例って確かに面倒くさい話で、だけれども、住民を指導していくには、やっぱり条例があったほうがいいと思います。ただ難しい。条例をつくったからって全てがオーケーなんて話はない。必ず憲法とかいろんな問題を蒸し返されて、そういうことがあるので。それはあるんだけど、ほかの区でも条例をつくって、何とかそういうので、住民に知らせるということも大事かなと思います。

それで、あともう1つは、やっぱり組織が悪いのですが、非常に曖昧な状況。例えば道路課とかないし、道路公園課とか道路河川課とか、そういうのはあって、やっぱりほかの地区の区を見ると、そういう組織がちょっと曖昧で、まちづくりもいろいろありますけれども。1つ、職員が非常にいろんなものをやっていて、あんな仕事をしていたら大変だなと思う人たちがいますよ。それを考えると、やっぱりもうちょっと、土木屋とかそういうのを入れて、現場とかそういうのも大変でしょうけれども。

今、単価契約をやっているんですね、補修とかそういうのは。それならいいんですけど。足立区も聞いたら、単価契約をやって、みんなやらしているということですけども。一応、受けるのはその係とか、そういうのをつくってやっていますので。これは、北区は少し曖昧なの。どこの課。それから建築行政が絡みながら、建築行政が出っ張ってきて、何か言って「いいんです」とかいう、都の条例で決まっているからそれでいいんですというような話を聞くといらいらしてくるんですね、すみませ

んけど。だから、もうちょっとその辺は組織的には、そんな急にはできないんですけど、やっぱり変えていかないと、住民だってどこに誰が何を持っていくかという、私はたまたま知っているからいろいろできますけど、あれは一般の会長連中よりもなかなか難しいものがあると。それが1つあります。

ぜひ、よろしくお願いします。

◎やまだ区長

ありがとうございます。

まず、条例化については要綱の上がやっぱり条例ということで、その条例をつくれれば全部解決かということではないことも理解をしつつも、ただ、区のスタンスとして、どんな意気込みでやるかということをお示ししていくという意味は、すごく大きくあるかなというふうに個人的には思っております。

ただ、形式上条例をつくりました、やっていますということに、むしろならないようにすることが、よく自分が言うのも変なんですけど、政治的にそういう条例をつくるのが目的化しちゃってというふうに求められることがよくあるんですけど。じゃなくて、やっぱり条例をつくるということが何の効果があるのかということまで、しっかりと見極めながら設定をしていかないと、職員の負担だけ増えて、結局変わらないということになると地域の方々にも申し訳ないので。やっぱり、何のために、どんなふうに、どんなものにしていくか、何が一番有効かということをししっかりと研究をさせていただき、この目的のためにこういう行動しますということが、まとめられてきたらなというふうに思っております。

それと、所管の担当についてですけれども、その土木とか技術系の職員の方々がやっぱり負担が重くなっています。一般的に各役所の皆さん、そうかもしれないですけど、技術職が取り合いになっているような、人数少ないよね、ちょっとね。という意味で、もっともっと増やしていかなきゃいけないかなとか。これは今、ここで回答する話じゃないかもしれないんですけど、ちゃんと業務量に応じた職員の方々の負担軽減だとか、分散だとか、役割の範囲を変えていくとかということが、私は素人ですけれども、ちゃんと職員の方と共有しながらどんな形がいいのか、どこが足りないのか、どんなふうに将来的なことも含めて、これからまちづくりって駅周辺だけでなくエリアマネジメント、いろいろまちづくりがすごく進んでウェイトが重くなってくるので、将来的なことも含めて人材育成と募集ということは考えておりますので、その中で地域のまちづくりに関する窓口だとか、対応ということを丁寧にしていけるような構想はしっかりと改めて認識を持たせていただきましたので、引き続きそういった視点を持って、庁内との連携を図りたいというふうに思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

◎区長室長

よろしいでしょうか。ありがとうございました。

B常任理事様、C常任理事様のお二方、貴重なご意見、ご提案をいただきまして誠にありがとうございました。

それではお時間のほうも残り少なくなってきましたので、第2部のほうに移り

たいと思います。

第2部につきましては、町会自治会への加入促進、活性化についてというテーマを下に、フリートーク形式で意見交換を行いたいと思います。

こちらのテーマですが、昨年度も地域活動における担い手の確保と裾野の拡大というようなテーマで意見交換をさせていただきましたが、今年度につきましても加入促進活性化というテーマにつきまして、ご意見いただけたらと思います。

それではご意見のあります方、挙手していただきまして、職員がマイクをお持ちしますので、ご発言のほうをお願いいたします。

◎C常任理事

最近、今日ちょっと役員会で、理事会で出ていたんですけども、SNSを使って、そのやり方の中で、一応自治会の紹介とかあるいは当然区の緊急事態の連絡とか、そういうのを調べるのはいいんですけども、やっぱり今流行りの詐欺みたいに情報が広がるのをすごくおそれていて。ちょっと、何かあんまりSNSとか何かの対応がうちとしては、うちの町会は毎月三和ニュースを出しているの、それを出したいんですけども、うちは今、取りあえず会員だけ。ほかにいかにように、SNSの登録をしてもらってやっているんですね。だから、それを全体にやって、それをなんかいろんなものに使われるのがちょっと心配で。区で薦めているのは、ちょっと何か取り掛かれない状況なんですね。その辺はどういうふうにお考えなのか。

◎やまだ区長

ありがとうございます。

まず、デジタルとか、SNSとか、あとメールとか、こういったデジタル機器を活用して町会の活性化。活動の活性化と加入促進、これを時代の流れとして、やらなければいけないかなというのが大きな、特に若い方々に関わってもらうということになると、その部分は必須になるだろう。ご要望としても多かったことから、町会自治会向けの令和6年度の補助金制度として、活用いただけるような形で、昨年、今年でやっています。

個人的には2つあると思うんですね。今、申し上げた若い方向けのそういった活用方法として、青年部の方々が運用してもらうことと、あと広くやっぱり詐欺とかが怖いから登録したくないという方々についてのセキュリティの問題というのは、これは区も含めてセキュリティ対策とか、サイバー攻撃とか、この辺はしっかりと私たちとしても区の情報を守るという意味ではもちろんやっておりますが、その運用方法として区が補助金を出す。今度はノウハウとしての活用方法を今後お伝えしていけるような体制が、次の段階として必要かなと。ただ、SNS活用するのにお金をもらいました。でも、それじゃあ分かりませんということにならないように、具体的にどんな活用ができるかということ、例えば東京都でもそういった講師の派遣だとか、そういうこともやっていますので。あと、期間を定めてプロが入って、具体的にどんなふうに運用していくかということ、これを補助する制度とかもありますので。こういった、今度はソフト面での導入を検討していただいて、こんな運用の仕方ということは、ソフト面についてしっかりと関わっていけるようにしたいなというふうには思っています。

なので、若い方々も進めていただきつつ、あとやっぱり全体として底上げをしてい

くためのノウハウをお金出すだけではなくて、情報発信していくというのは、今後やっていきたいというふうに思いますが、また私が勝手に答えると怒られちゃいますが。まず、SNSだとかデジタル関係に、町会としてやりたいけれども、そういう体制がとれない、お金無いよというところに、まず環境整備等支援事業として出させていただいて、始まったときに今度は相談を受けていくような形にしたいと思っています。ハードとソフトと両方必要だということは十分理解をさせていただいておりますので、ただ、段階的に進めていきたいと思います。

本当、東京都のほうもすごく町会自治会向けの支援制度って充実しているので、こと連携をしながら、重複したり、同じことにならないように役割分担しながら、東京都もご案内するとか、つないでいくとか、これは結構必要かなというふうには個人的には思っています。一遍には無理だと思うんですけど、まずモデルの町会自治会ができて、こんなふうに使いました。それを事例として皆様にお知らせをして、どんなふうに行ったということが意見交換していけるような、そんな取組もいいかなとも思っています。

以上です。

◎C 常任理事

うちのほうも会員の名簿、班長さんとか、名簿を作って全員に900世帯を出すんですけども、そのときにQRコードを作って、それでそこに申込みくださいという発信をもう何年か、まだやっていますけれども。それも東京都の補助金をもらってやりましたので、そういうのはすごく利用させていただいているんですけども。ただ、その一歩壁を乗り越えるのはなかなか難しくて、身内の中でやっていけば、別にそんな変な状況にはならないと、怖い世界に入り込まないで済むかなと思っているんですけど。それでもみんなそれでいいやという話をしているんですけどね。そういう心配はやっぱり拭い切れない。今後そういうのが、だんだん時代が過ぎて、それが当たり前ようになっていくときには、それで対応できると思うんですけども。

ですから、反対に区のほうでいろいろなことが出てきて、例えば地区防災計画とか、あれなんかも今回始めて、うちの滝野川東でやっていますけれども。東地域の10町会は始めました。そういうのを考えると、当然それは防災のことを考えて、地区防災計画をつくるのは当たり前なんですけれども。

◎やまだ区長

SNSで、とにかくデジタルのセキュリティ対策だけは、ちょっともう1回、私も勉強していきたいと思っています。

以上です。

◎区長室長

では、どうぞ。

◎D 副会長

区長、今日は本当にご苦労さまです。

今、区長が進められている今各町会に、自分の町会の紹介というものを今作らせていただいていますよね。非常にいいことだと思っているんです。やはり、移ってきた方が自分の町会はどこなんだ。ああいうものを見ることによって、そこに問合せでき

るということもあるので。ああいうことは非常にいいことで、そういうことはまだどんどん進めていただければと思います。

それとあと、これは王子地区だったんですかね。その町会長さんがおっしゃっておったんですけれども、今、ビルが建って集合住宅になって、「もう町会に入る必要はない」というようなことを発表しているマンションがあるみたいなことをちょっとお聞きしたんですけど。それに倣って、何かいろんなそういう集合住宅の管理会社とか、そういうところが町会にもう入らなくていいみたいな風習がちょっと出てきているわけです。

ですから、今、区のほうでも建てる時には、建築確認を取るときに、一応その地域の町会長に挨拶に行くとか、いろいろ言っていて来ているんですけれども、実際に来ていただいているのは建築する建築主じゃなくて、建築業者が来ているんですよ。それで、いざ建ってしまったら後はもう知らないよと。一応は「言います」というだけで、一応挨拶には来るけどそのままなんです。それをもうちょっと何か、建築主、デベロッパーなんかですと建ててしまったら、もう右から左に売ってしまうとか、そういうようなこともあるのしょうけれども、できればその辺をもうちょっと強い、先ほども条例の話が出ていましたけれども、条例的なものまで入れるとちょっと難しいかもしれませんが、何かその辺が1つつくられないかなと、その辺ちょっとお聞きしたいなと思っております。

◎やまだ区長

ありがとうございます。

全く同じご要望を、去年王子地区のきずなトークでもいただきました。本当にエリア関係なく、同じ思いで皆様活動をいただいているんだなということは、十分認識を持たせていただいております。

今、町会自治会への加入の協力として、地域コミュニティ形成に関する条例、条例として業者さんのほうにお願いしていることは、建築主または所有者と地域コミュニティの形成の促進を図るため、入居者に係る町会または自治会の加入に関する協力を求めるものとするということによって定めていることは定めているんですが、なので、建築届出があった場合に、区の住宅課のほうからしっかりとそのことをお話をし、建築主さんまたは所有者さんから入居者のほうに話をさせていただいて、加入手続きを取ってもらうという形になっているんですが。もうこれは、生きてなかったら意味ないんですよということだとは思っています。

それで、町会自治会に加入するための条例として、これは例えば罰則規定を設けるとか、強制力を持たせればまた違うのかなと思うんですけれども、それが果たして地域コミュニティをつくっていく上でいいのかどうかということとはわからない。自分がその立場だったとき、「入りなさい」「お金出しなさい」と言われることを考えると、どういう形がいいのかなというのはちょっとやっぱり、すぐに加入を強制的にしていこうことを求める区としてのスタンスを出せるかというと、まだそこにまではいたっていないというのが正直な思いです。

ただ、やっぱり区として、区という立場で建築主さんとか、先ほど話題に出た大きいマンションとか、大きい事業者さんに対して、デベロッパーさんとか、マンショ

ン業者さんとか、そこに強力に言っていくということは、私1人で行っていいんだっ
たら、本当に全然行きたいなと思っていて。ただ、その仕組みを、まず会長がおっしゃ
るとおり、ご要望としてもいただいておりますので、どんな形が事業者に対して、も
しくは権利者に対して、建築主さん、所有者さんに対して、言っていくことが有効か
ということは、ちょっと区のスタンスをどんなふうにとるといいかなというのは、実
は検討し始めていますので、少しお時間いただきたいと思います。今、全体がやっ
ぱり加入率60%、町会自治会、区内全域で。本当に15、6年前は75%とかだっ
たと思うんです。自分が入ったときは、70%を超えていたので。

このことが何を意味するかというと、やっぱり災害時が一番心配だと思います。あ
と、隣近所が助け合う仕組みを町会自治会が、自主防災組織の皆さんが基礎となっ
ていただいているので、この仕組みを崩さないためにも、区としてしっかりと活動
を支えていくための仕組みをつくりたいなと思っていきますので。事業者に対して、どんな
ふうに対応していけるかということは、もう少しお時間をいただきたいと思います。

引き続き、しっかりとつないでいく。建てるところと、今度は管理組合ができて、
そっちになったら管理組合は知りませんと、よく私も関わらせてもらっていて、こ
ういうものまでつくってくれると約束したのに、みたいなのがよくあるんですけれど。
そこは仕組み上、どんなことができるか、もう一度考えさせていただきたいと思っ
ておりますので。ただ、しっかりそこは課題認識として、区として持っているとい
うことは、ちょっとお伝えできていると思っていますので。どうか、ご理解いただ
きたいと思います。

以上です。

◎区長室長

ありがとうございます。

では。

◎E 監事

私、昭和町地区自治会連合会なんですけど、その中で非常に民泊、地域としては1,
600世帯ぐらいなんですけど、駅に近いということで非常に民泊がどんどん増えて
きて。そして、非常にその民泊について、区にはいろんなところで条例があると思
います。北区には条例がないというようなことで、保健所のほうに届け出さえすれば
いいんだということで、どんな狭いところ、アパート1室も民泊になっちゃうんです
ね。そういうところがどんどん増えていく中で、昭和町もそうですけど、私たちの住
まい栄町でも駅に近い。非常にその中で、アパートの1室が民泊になって、外国
人の方がいっぱい来るといような中で、保健所に問い合わせても、結局、届出
制だから、要するに向こうが結局言ってくれば建築主も含めてそのまま、結
局その条例はないということで。やはり、もし条例が、ちょっと私の認識不足
なのかも分かりませんが、もし条例がなかったら、やっぱ23区の中でもかなり
あるところもあるので、きちんとしていただかないと、どんどん下手すると、
マンションの1室の空き部屋ができてくると、そこも民泊みたいになってく
る可能性は十分あるので、その辺をぜひ検討していただきたいと思いますので、
よろしくお願いいたします。

以上です。

◎やまだ区長

ありがとうございます。

実はこれも昨年、赤羽地区で要望としていただいた、全く同じ民泊の対応についてであります。民泊の法律、民泊新法ができて、そのときに上乘せとして、各区条例を制定しています。

北区は、北区を含めて5区が条例を持っていません。条例も幾つかの種類があります。上乘せの条例の範囲も。例えば、住宅専用地域は金土日のみ営業可とか、学校がある住宅専用地域、それから学校のエリアだとか、文教地区を除いて商業地域、近隣商業地域は制限しないとか、いろいろ様々各区であるんですけれども、一番悩ましいのが、やっぱり既に区内でたくさんしっかりとした民泊の届出をされて、運営されている方々が既にある。ここについての対応を、後から民泊条例をつくって、どこまで適用させていくかということが非常に課題だと思っています。

なので、条例をつくることで、ここから先の民泊の営業の日数とか、日数というか何曜日は駄目よとか、ここのエリアは駄目よとかということが、後からどういうふうにできるかなというのが実は課題として、今研究しているところではあります。昨年もこの民泊のことご要望いただいたので、そこから検討して、実は区議会の中でも質疑もさせていただいておりますので、そのときにお答えしたことでいけば、やはり北区としてはガイドラインを設けてしっかりと事業者に対して近隣への周知や、それから説明を行う、それからごみだとか、そういったものがお問合せあったら、すぐに事業者さんが行って対応することとかということの指導をするような形で、このガイドラインに沿って頑張っているつもりではあります。

これも余談なんですけど、保健所の業務の中で、保健所っていっぱいやることあるんですけど、民泊に関するお問合せと、それに対応、必ず現場に行きますので職員が。これがすごく増えているということも確かなので、困ったなというのが。ただ、条例を後からつくって、対応できる、今までやっている営業の事業者とどういうふうに区別をしていくのかとか、その仕分をもうちょっと研究しなきゃいけないかなというふうには思っておりますので、地域の方々への理解で、まず何かあったらお問合せをいただいて、区としてもまずしっかり事業者にしつこく言っていくということとは対処しながら、全体の制度設計としては事業者から営業妨害みたいな形にならないような条例の検討をしないと、そもそも条例として成り立たない可能性も出てきますので、その研究を、今進めているところではあります。今、現状としてはそんな感じです。

今、ガイドラインにのっとして、しっかりと区の職員も精いっぱい対応を続けて、決まりを守らない事業者についてはしつこく指導していくということが続けたいと思っておりますので。あわせて、条例化に向けた考え方はまとめさせてください。

以上です。よろしくお願いします。

◎区長室長

ありがとうございます。

では、ちょっとお時間が過ぎてしまいましたが、最後に先ほど手を挙げられた。

◎F 常任理事

昭和町地区のFです。

町会自治会の加入促進、活性化のテーマの中で、私たちのまちにも単身用のマンションが見受けられるようになったんですね。その町会費をどうやっていただくかというところで、管理会社を何とか見つけて、交渉して何とかお金をいただくようになるところもあるんですよ。お金をもらったのはいいんですけど、はたと困ったのは、例えば回覧板を回すような運用ができてないと。それから、その人たちにどうやって地域の町会のサービスを提供したらいいんだろうか。これがさっぱりできてない。そうしたらぼったくりになるので、困ったなということで、SNSで町会の情報発信しようじゃないかということ、今、助成金も出ることだし、本格的に取り組んでみようかなというところが、我々の今のところです。ただ、うまくいくかどうかはこれからの話なので分からないんですけども、何はともあれ、デジタル化に向かって、それから若い世帯の人たちに向かって、何とかやっていこうかなと思っている次第です。

以上です。

◎やまだ区長

ありがとうございます

SNSを活用して町会員だけでなく、先ほどのセキュリティの問題もやっぱり心配はあるんですけど。使われている町会だと、やっぱり災害時に活用できるように、災害時の安否確認をLINEでしているという町会さんがあって、これは町会員じゃなくても、加入してなくても町会の掲示板のLINEのQRコードに登録して、そこに入ってもらえれば、そういったやり取りもしているよという町会さんもやっぱりありました。なので、本当にいろいろ事例を教えていただいて、単身集合住宅の条例も、私たち、小さい単身用の集合住宅をつくっていくときの条例の中で、いろんなことを定めているんですけども、何か発信していけるような工夫があるかどうかはもう1回勉強し直したいと思いますが。やっぱり連絡が取れないと難しいですよ。とはいえ、強制的に何か情報をもらうということもできないと思うので。ほかの自治会・町会の皆さんの中で、最初は町会員じゃないけれども、そうやって登録してもらってやり取りしているうちに、町会費を払ってもらうとか。日本赤十字の募金なんかもLINEに入れてもらっている町会さんなんかもあったりして、決済して。そうすると、町会員じゃないけど寄附してもらえたよという事例もあったというのでも聞いたりしていますので。やっぱり新しい取組の共有を町会自治会連合会の皆様に発信していけるように、研究していきたいと思います。

ありがとうございます。

◎区長室長

ありがとうございました。

それでは、お時間が過ぎてしまいましたので、第2部の意見交換につきましても、これで終了させていただきます。皆様、貴重なご意見いただきまして、誠にありがとうございます。

6 . 閉 会 挨拶

◎区長室長

それでは最後に、滝野川自治会連合会、G副会長様から閉会のご挨拶をいただきたいと存じます。

G副会長、お願いいたします。

◎G副会長

それでは以上をもちまして、きずなトーク、これは花川区長からずっと延々と続いてきたわけですね。常任理事会でも喧喧囂囂と、ほかの要望に対してこれはおかしいとかなんとかと、本当に真剣に意見を立ち上げて、これをつくっていますので、今後ともひとつよろしくお願い申し上げまして、最後にやまだ区長をはじめ、理事者側の皆様、また職員の皆様方に代表して厚く御礼申し上げまして、本日は大変お世話になりました。

ありがとうございました。

◎やまだ区長

どうもありがとうございました。

7 . 閉 会

◎区長室長

それでは、本日の令和6年度きずなトークを終了させていただきます。

皆様、本当にありがとうございました。

令和6年度きずなトーク（赤羽地区）議事要旨

- 1 日 時 令和6年12月12日（木）午後3時00分～午後4時00分
- 2 場 所 赤羽会館 4階大ホール
- 3 出席者 区長、政策経営部長、区長室長、地域振興部長、地域振興課長、
赤羽地区町会自治会連合会常任理事（24名）

1 . 開 会

◎区長室長

皆様、こんにちは。定刻より若干早いですが、令和6年度きずなトーク（赤羽地区）を始めさせていただきたいと思います。

本日司会を務めます、区長室長でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

2 . 区 長 挨 拶

◎区長室長

それでは、初めにやまだ区長よりご挨拶させていただきます。

◎やまだ区長

皆様、こんにちは。

年末のお忙しい中、会場の皆様には本日、きずなトークにお集まりをいただき、誠にありがとうございます。また、本当に日頃から地域の様々な課題に、会長の皆様为中心となってお対応いただいておりますことに、この場をお借りし、心から感謝申し上げます。いつも大変お世話になっております。

きずなトーク、昨年に引き続きまして2つのテーマを挙げていただき、それについての区の考え方、そして町会自治会の活性化に向けたフリートークということで、今日もやらせていただきたいと思います。

町会自治会から連合も含めていただいておりますご要望については、どうやったらできるかという思いで伺って終わりではなくて、どこから何ができるかなという思いで、職員みんなで受け止めさせていただいて、本当に頑張ってお対応していきたいなという思いであります。

様々な制約がある中ではありますが、しっかりと皆様のご意見を伺ってまいりたいと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

◎区長室長

やまだ区長、ありがとうございました。

３． 会 長 挨 拶

◎区長室長

引き続きまして、赤羽地区町会自治会連合会、A会長よりひと言ご挨拶を頂戴いたします。A会長、よろしくお願いいたします。

◎A会長

皆さん、こんにちは。また、やまだ区長にはお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

さて、毎年暮れのきずなトークの声を聞きますと、今年もやっと1年が終わるかなと思っております。それと同時に会長としても、今年1年終わるとやっとほっと一息つき、私の大好きなお酒がたっぷり飲めるかなと思っております。

それはともかくとしまして、本日、赤自連としてやまだ区長と直接意見交換ができるのは最初で最後になります。どうか各会長さんたちにつきましては、赤羽地区、また北区についても何か忌憚のないご意見があれば、直接区長と会話をさせていただき、それで最後に北区、赤羽が今よりも一歩でも二歩でも前進でき、いい北区、いい赤羽が発展できますよう、よろしくお願いいたします、簡単ですけど挨拶とさせていただきます。

やまだ区長、今日はよろしくお願いいたします。

◎区長室長

A会長、ありがとうございました。

４． 出 席 者 紹 介

◎区長室長

それではここで、区側の出席者をご紹介します。

改めまして、やまだ区長でございます。

◎やまだ区長

よろしくお願いいたします。

◎区長室長

政策経営部長でございます。

◎政策経営部長

よろしくお願いいたします。

◎区長室長

地域振興部長でございます。

◎地域振興部長

よろしくお願いいたします。

◎区長室長

地域振興課長でございます。

◎地域振興課長

よろしくお願いいたします。

◎区長室長

どうぞよろしくお願いいたします。

５．意見交換・情報交換

◎区長室長

それでは、お配りしております資料の次第に従いまして、ただいまから意見交換に入らせさせていただきたいと思います。

なお、本日皆様からお話しいただいた内容につきましては、後日、議事要旨を作成いたしまして、区政資料室や北区ホームページで公開させていただきますが、発言者につきましては匿名とさせていただきます。

また、記録用としまして、本日の様子をカメラ撮影させていただいて、区のホームページなどに掲載したいと考えておりますので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。

では、本日の意見交換の進め方について、ご説明申し上げます。昨年と同様、第１部では赤羽地区町会自治会連合会の要望事項２項目につきまして意見交換をしていただきまして、第２部では、地域活動をテーマとしました意見交換を予定してございます。

それでは、早速ですが、第１部のほうの意見交換のほうに移りたいと思います。要望事項につきましては限られたお時間を頂戴しておりますため、事前にご発言いただくテーマを２つにご調整いただきました。

ご発言いただくお時間ですが、会の時間の関係もございますので、誠に恐縮ではございますが、１テーマ５分程度でお願いいたします。

常任理事の皆様にご発言いただいた後、やまだ区長からお答えさせていただく形をテーマ１、テーマ２の２回行いたいと思います。

ご発言いただく順番でございますが、テーマ１はＢ監事様、テーマ２につきましてはＣ会計様の順番でお願いいたします。

では、Ｂ監事様、マイクはお手元にありますね。それでは、よろしくお願いいたします。

◎Ｂ監事

それでは、発言させていただきます。

桐ヶ丘地区自治会連合会の管内は、北区内でも特筆すべき地区でございます。ご承知のとおり、昭和３０年代初頭に桐ヶ丘都営住宅と赤羽台公団住宅、現ＵＲ都市機構のニューヴェル赤羽台の合計約８，０００戸余りが建設されました。

建設当初、桐ヶ丘都営住宅などは、マスコミから文化住宅として紹介され、高度経済成長期であり、働き盛りの年代が続々と入居しました。地域の小学校、中学校は児童・生徒であふれ、桐ヶ丘中央商店街なども買物客があふれていました。各自治会には多様な都民が入居し、日常的な交流を通じて、団地内の地域社会を育んできました。その中核をなすのが入居者で構成された団地内自治会であり、共用部分などの管理、総合補助、祭礼や自治会対抗の大運動会等が開催されてきました。

昭和30年代から昭和50年代は、まさに活気があふれる地域でした。しかし、昭和50年代後半に入りますと、結婚適齢期を迎えた子どもたちが、住宅事情によって独立していくケースが増加し、地域内の人口構成に変化が生じ始めました。そして近年、75歳以上の世帯は、都営住宅居住者全体の4割を超え、入居者の高齢化、単身化が急速に進むことにより、各自治会活動は機能低下が顕在化していきました。また、高齢化による団地内の地域社会としての活力が失われつつあります。この失われた地域社会の活力を取り戻すためには、連合会としての創意工夫はもとより、東洋大学との連携を通じて、地域の活性化を目指していきたいと考えております。

北区においては、平成31年度に学校法人東洋大学と包括協定に関する覚書を締結しました。この目的は、地域課題を解決することにより、豊かな地域社会の創造を目指すとされています。また、東京都は住宅政策審議会へ答申に基づき、高齢化の進む都営住宅に学生が入居することによって、活力ある地域コミュニティの形成を図ることを目的に、「大学と連携した都営住宅及び周辺地域の活性化に係る連携・相互協力に関する協定」が締結されました。

現在、この協定に基づき、東洋大学の学生9名が桐ヶ丘都営住宅に入居し、114自治会の会員として4名の学生が推進委員に選任されるとともに、学生自身もふれあい運動会や団体のスタッフとして参加されています。

また地区内の自治会では、福祉社会デザイン学部の授業で自治会活動の紹介を行わせていただいたご縁で、お祭りの際に学生さんにボランティアとしてご協力をいただいた好事例もございます。

連合会としては、上記の協定に基づいて、地域活性化や防犯、防災につながる活動を北区、東洋大学と連携しながら進めていきたいと考えております。ぜひ、北区におかれましては東洋大学と相談の上、下記事項の実現に向けて、お力添えをいただくようお願いいたします。

1つ、地域のきずなが希薄になる中、東洋大学の学生に地域活動に対する理解を深めていただくとともに、連合会から提供する連合会活動計画表をもとに、学生の積極的参加を促してください。

2、東洋大学に自治会活動への協力を要請するための窓口の開設をお願いいたします。

3、連合会のイベントのみならず、若い世代との日常的な交流会の開催をお願いいたします。

4、学生の入居者の促進をお願いします。

5、防犯、防災両面での協力体制の促進をお願いします。

以上、5点の実現をお願い申し上げます。

以上をもちまして、私の発言とさせていただきます。ご清聴、ありがとうございます。

◎区長室長

B 監事様、ありがとうございました。

ただいまこの要望事項を受けまして、やまだ区長から今後の課題や方針等につきまして回答をお願いします。

◎やまだ区長

ありがとうございました。

東洋大学さんが、赤羽台に情報連携学部をはじめとして来てくださったことを本当に北区赤羽地域にとって大きな宝になっているなということを北区としても実感しております。

実は区内、様々な大学と連携をしております。6大学と連携をしながら様々な事業を行っておりますが、中でも東洋大学さんとの取組が一番深く多岐にわたります。そういった意味で、桐ヶ丘の皆様がお求めになる思いというのはすごく同じ思いだな、私もというふうに感じながら聞かせていただきました。

ここで改めまして、東洋大学と北区、また東洋大学さんと地域の方々との今の連携状況について、まずお話をさせていただきたいと思います。

学校法人東洋大学とは、平成23年6月に連携協力に関する包括協定及び連携協力による高齢者に優しいまちづくりに関する実施協定を締結し、それぞれが持つ資源を活用しながら連携事業を展開し始めました。そして29年3月に、東京都北区と学校法人東洋大学との新たな連携策に関する覚書を取り交わしまして、この29年というのが情報連携学部が初めて赤羽に引っ越してきた1年目です。その後、令和3年4月にライフデザイン学部、令和5年度からは福祉社会デザイン学部及び健康スポーツ学科、スポーツ科学部へ組織が変わりまして、そのような形で進んでいます。また、平成31年2月には、改めて東京都北区と学校法人東洋大学との包括協定推進に関する覚書をさらに取り交わしまして、各学部ごとに地域や商店街や区、学校、小学校、中学校、いろんなところでの地域の方々とのコミュニケーション、連携事業をさらに深めているところであります。

区といたしましては、包括協定及び覚書に基づきまして、東洋大学との円滑な連携をさらにさらに推進し、また地域の方々のご協力もいただきながら地域課題の解決や、地域資源の活用に向けて、さらに引き続き取り組んで求めて行きたいなというふうに考えております。

実際に、現在の東洋大学さんとの連携について、3点ほどお話をさせていただきます。

ご要望にもありました、会長からもお話がありましたが、学生の都営住宅への入居促進ということでもあります。これは東京都が大学と東京都の住宅政策本部という住宅部門と大学が、都内の10大学とそれぞれ協定を組みまして、その大学から大学がある地域の都営住宅に入居していく、そんな取組が始まりました。

東洋大学さんは先ほどお話がありましており、現在9名の学生さんが入居されていて、これは始まった当初から、私はちょうど都議会議員だったんですけども、大変いい取組だなということで、ぜひ、この枠を増やしてほしいということはずっと申し上げてきました。今も区としても、定員枠については拡大をしてもらいたいということは、区の要望として、東京都には引き続き挙げさせていただいております。

一方で、桐ヶ丘団地の人気も高くて、今年は面接があって選ばれた人が入っているというようなことも聞いておりますので、この枠が広がっていくといいなという反面、都営住宅そのものの倍率も非常に高いので、そこのバランスを東京都が住宅政策本

部はどのように政策として判断をしていくのかということを要望しつつ、趨勢を見ていきたいなというふうに思っています。

東京都の今の方針でいきますと、東洋大学以外の大学も含めて、ちょっと広く区内、都内の都営住宅に若い方々が入っていくことを想定しているかなということも感じながら見ておりますが、いずれにいたしましても桐ヶ丘をはじめとし、区内、北区は都営住宅が多い区ですので、各地域に若い学生さんたちが入ってもらえるような要望を引き続きしていきたいというふうに思っております。現段階では、要望活動を続けているというところが現状であります。

そして、東洋大学の学生さんとの取組、主に今日は2つ挙げさせていただきますが、ご要望にありました防犯に関するということで、今は外国人留学生の寮がありますが、そこに入っている方々が、入ってこられている方々が、赤羽警察庁の指導の下、地域の清掃活動をしながらか防犯パトロールをしているような形で取組をしていただいております。こういった取組にぜひ地域の方々ともコミュニケーションを取っていけるような働きかけができたかなと思っております。区では学生が犯罪被害に遭ったり、犯罪に加担してしまったりしないように、侵入者に対する防犯講話を行い、闇バイトに関する注意喚起のポスターを掲示していただいたりしています。また外国人留学生と共に防犯パトロールを実施して、犯罪自体が起こりづらいまちにしていこうということで、東洋大学さんとはそんな取組を、パトロール活動を通じながら取り組んでおります。

この防犯パトロールのルートなんですけども、赤羽駅から寮まで短い距離ではあるんですが、多くの外国人学生さんなので、見た目も目立ってちゃんと写真のとおり防犯パトロールのゼッケンもつけていただいて、東洋大学さんが活動してくれているなということを見えるように取り組んでいただいております。パトロールの最後に留学生の方から日本の警察官が実施している武道を教えてほしいというご要望があったり、警察官が逮捕術を指導する場面などもあったと聞いておりますので、こういった取組は、今度は地域とともにできるようなことはないかというのを少し提案していきたいなというふうに思っております。

今年は7月に留学生の参加は6名でした。留学生は半年ごとに変わるので、来年は年明け2月ぐらいに実施されると聞いております。留学生にとどまらず、こういったすごくいい取組だと思っておりますので、一般の学生さんにも広がっていけばいいなというふうに考えております。

そして、もう1つの災害協定に基づく取組についてであります。

やはり災害、桐ヶ丘は高台ですので雨に関することは、水に関することは少し安心できる部分もあるかと思いますが、一方で赤羽地域の方々が低地区の方が桐ヶ丘に逃げ込んでくる水害時対策、そういった雨も、水害も、地震のときはもちろん、雨でも、水害でも、風水害でも、大規模災害時には東洋大学さんに全力で連携していただきたいということはこれまでも申し上げてきて、今、災害時等における協力体制に関する協定書を組まさせていただきます、雨でも、地震でも、大学と区が連携をして、地域の住民の方々、そして学生、教職員等の安全確保を図るための協力体制を構築しています。

具体的には大学のアリーナ、それから武道場が、大学全部に逃げ込めるということ

ではなくて、エリアを区切らせていただいて、地域のやっぱりまずは大学としては学生さんの命を守ることがまず大切なミッションになりますので、学生さんが逃げる場所と、また地域の方々を受け入れてもらうエリアを分けて、アリーナ、武道場について開放していただく協定となっています。

大学のほうに備蓄物資等を北区から提供させていただき、災害時にはその物資を逃げ込んで来られた地域の方々に配布をしていくという体制であります。このときに時間帯とかにもよるんですけども、学生さんや教員の方々にも地域の方々への対応の協力を求めています。可能な限りということで、どういう状況になるかということがなかなか分からないので、区としては可能な限り学生教職員等による避難者の救護、援助はお願いしたいということでお伝えをさせていただいております。

また災害時に備えて、防災に関する講座の開催や区と協働した防災訓練を実施しています。ここで1つの課題なのが、区と大学はそういった想定をして訓練をしているんですが、実際に地域の方々が避難される想定での訓練ということが、次の課題だと認識しています。

例えば、滝野川のほうでは王子総合高校が都立高校ですが、地域の方々に避難スペースを提供していただいている、もう訓練としては10年ぐらいになるのかな。地域の方々が高校に逃げ込んで来られて、どんな避難所運営をされるかということも、高校と地域と連携しながら避難訓練をしています。そういったことも参考にしながら、大学さんのほうに今度は大学、北区、そして地域の方々との連携した防災訓練が実施していけたらいいなというふうに考えておりますので、今後の課題として協議を進めてまいりたいというふうに思っています。

それ以外に、東洋大学さんは本当に様々取組をしていただいております。まず教育委員の先生を大学の先生に務めていただいていたりとすとか、あと先ほど会長からお話がありました、学部によってはまち歩きとして地域を歩かれて、学習の単位の1つでまちを歩いてデザインを考えるというようなところでの町会と連携したまち歩きをして、それが防犯活動につなげているという地域もあります。

そして、高齢者のデジタルデバインド対策として、スマホ教室へとかeスポーツなども東洋大学の学生さんにお手伝いいただきながらやっているというふうに聞いています。またドナルド・キーンさんのいろんな所蔵の整理・調査などもプロジェクトとして関わっていただいたり、トップアスリートのまち北区としてのスポーツ関連のコラボを学生さんとしたりなど、様々連携を取らせていただいております。

こういったことが広く地域の方々と三者で行っていただけるように、できるものについて、学部の学習の1つとして取り上げていただけると、学生さんも積極的に参加していただけるかなというふうに思っておりますので、どうしても学部ごとに先生方の考え方がいろいろありますので、地域を題材としていただけるような働きかけを行っていきたいと思っております。

東洋大学とは包括連携協定ということで、全般的な連携を図っておりますので、窓口は今の段階では役所が務めさせていただきたいと思っておりますが、その分ご要望をしっかりと伺った上で、この内容でしたらここに相談してみましようみたいな形で間に立たせていただくほうが、今の段階としてはやりやすいのかなと。一歩近づくか

なという思いで、まずは区としての窓口をやらせていただけたらと思っておりますので、こういったことを相談したいよということがあれば、ご提案をいただきたいというふうに思っています。

東洋大学さんが学生さんだとか都営住宅に学生の中に住まれて、卒業した後もやっぱり北区よかった、桐ヶ丘よかった、赤羽よかったなということで、就職しても北区に住んでもらえるような、そこまで見据えて北区の魅力、北区の区民の方々や産業と関わってもらおうということが将来的な大きな私は夢でありまして、その部分で地域の町会の方々にもお力添えをぜひともいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

以上です。

◎区長室長

やまだ区長、ありがとうございました。

B監事様、ただいまの回答を受けまして、何かご意見等はございますでしょうか。

◎B監事

今のを受けて、何もございません。

◎やまだ区長

ありがとうございます。頑張ります。

◎区長室長

ありがとうございました。

では、続きまして、2つ目のテーマにつきまして、C会計様よりご発言いただきます。よろしくお願いいたします。

◎C会計

志茂町会自治会連合会会長のCと申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私どもは先立って、地元の区議団と一緒に、区長の下へ表敬訪問した件でございます。

私道防犯灯のLED化促進についてということで、私道防犯灯は私ども町会自治会が管理をしております。もちろん、電気代等は補助金とか区でもしていただいているところでありますけれども、年に3基、現在では補助の対象になって、それが全額補償をして新しくなっているところではありますけれども、3年後の2027年には蛍光管の製造が終了するということが決まっておりますし、今の状態で年3基、3年だと9機しか取り替えることができないということで、各自治会、町会によってその差はあるとは思いますが、私どもの町会自治会ではかなり多くの、各町会様々ちょっと基数は差があります。100基前後もございまして、何かに別添えて新しくLED化になっているんですけれども、まだ相当数の蛍光管の防犯灯があるということで、少しでも多くの、そうですね、今年は何か予算もまだ少し余っていると伺いましたし、区のほうでも周知はしているんでしょうけれども、予算を多少つけていただけて少しでも促進を図っていただければと思います。

最近物騒な事件も多く発生しておりますし、私ども区民が安心して生活できるように、ぜひそういう暗い北区にならないように、ぜひそういう補助のほうを検討していただきたいなという思いでございます。

◎区長室長

ありがとうございます。

では、ただいまの要望事項を受けまして、やまだ区長から、今後の課題や方針等につきまして回答させていただきます。よろしくお願いします。

◎やまだ区長

ありがとうございます。

区長室にご要望書をお持ちいただきまして、様々な状況を伺いました。その後、しっかりと土木部道路公園課とも協議をしながら、どんな対応していけるかということとは令和7年度に向けて積極的に協議を進めております、とまで言えるかなと思っておりますが、まず、私道防犯灯に関する資料といたしまして、補助制度について今お話がありました、改めてご説明をさせていただきたいと思えます。

大きく2つ、補助をさせていただいております。

1つは私道防犯灯補助金交付要綱になります。これは何かと申しますと、電気料金、1灯当たり年間3,000円を上限といたしまして、町会自治会に対して補助を行っています。電気代も上がっておりまして、やっぱりLEDと蛍光灯だと電気代も違いますので、そういった意味でもLED化を早めていくということは、大切だなというのを感じています。

2つ目の補助が、私道に設置する防犯灯敷設工事の補助に関する規則になります。これは、防犯灯そのものを設置する際の補助であります。この規則では町会自治会が新設したり、また古くなった防犯灯を改修したりされる際に、町会自治会からご申請をいただいて、区が内容確認させていただいた上で、要件も幾つかありますのでその要件に合っている場合というふうになります。予算の範囲内で区が工事費を全額補助して設置をしていくという内容であります。会長からご説明があったとおりであります。

また申請が、先ほど1年間で町会当たり3基までも、そのとおりです。3基までとともに、年1回だよという、この2つがちょっと足かせになっているということはおっしゃるとおりだなと思っております。次のページで今の現状をご説明しますと、区内の私道防犯灯の数が5,313基、そのうちLED化がされているのが1,600基、まだ3,713基が蛍光灯ということになっています。2027年まで、27年に全部蛍光灯が一気に無くなるかということ、在庫が無くなるまではないとしても、やはりこの期日を1つの目安として、しっかりとLED化していくことというのが区としても課題であり、取り組まなければいけない大きなテーマだと思っております。

ちなみに区道、そして公園、これらの街路灯は全て令和6年度末まででLED化が完了する。これも少しずつ早めて、2027年までではなく、前倒しでやりながら完了しましたので、あとその余力をやはり町会自治会の私道防犯灯のLED化に向けて注力していきたいというふうに考えております。

実績がこのような形で、令和4年度は95基、35町会にご活用いただきました。令和5年度は140基、52町会の皆様に活用いただいております。でもこの100、150のペースだと全然間に合わないというのが本当に、100基を超える町会さんもいらっしゃると思いますので、町会として努力をいただいて進んでいる状態もあるんです

が、約30%にとどまっているということで、残りの期間、何倍でも頑張らなきゃいけないというふうに思っております。

町会自治会連合会のご要望の一番上にこの項目が上がっているというふうに、会長からもご要望書をいただくときに確認をさせていただいておりますので、令和7年度の予算編成中であります。この金額、そして1町会1年間3基なんですというこの辺も含めて、大幅に見直しを図らせていただいて、何とか進めていきたいという思いがあります。

まだ予算編成の内容について、2月のプレス発表まで具体的なことはちょっと差し控えさせていただきたいと思いますが、意気込みだけはしっかりとお伝えできると思って今日は参りました。会長がおっしゃるとおり、暗いまちにならないように、物理的にも、そして雰囲気も明るいまち北区になるといいなということで、しっかり防犯に向けてLED化を進めていきたいというふうに思っております。

手続等につきましても、どのような形がご負担をかけずに、もしくは短期間で進めていけるかということも検証中ですので、その辺も含めてしっかりとお伝えできるタイミングになりましたら、ご説明をさせていただきたいというふうに思っております。どうかご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

安全で安心して暮らす北区を目指して、規則の周知、こういった制度がありますということと、内容の改定、そして予算も含めた事業の拡充、これはしっかりやっていきたいと思います。2027年度までには時限的に、もうそのとおりではありますが、頑張りますということでご説明と代えさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

◎区長室長

やまだ区長、ありがとうございました。

C会計様、今の回答を受けまして、何かご意見等ございますでしょうか。

◎C会計

ここに書いてありますとおりですけれども、本当にいわゆる区に申請しても場所がいわゆる側溝に接していないと駄目だとかかなり縛りがあって、例えば突き当たりのどん詰まりの街路灯は該当しないから駄目ですと、結構、申請して断られるということがあります。そういうところばかりじゃないんですけれども、少しでもLED化にしていきたいなと私は思っておりますので、ぜひ前向きに区のほうも検討していただいて、促進につながるようお願いしたいなと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

◎やまだ区長

ありがとうございます。

◎区長室長

C会計様、ありがとうございます。

B監事様、C会計様のお二方、本日は貴重なご意見、ご提案をいただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、続きまして第2部に移りたいと思います。

第2部につきましては、町会自治会への加入促進、活性化ということにつきまして、

フリートーク形式で意見交換を行いたいと思っています。

ご意見のある方は挙手をしていただきまして、職員からマイクを受け取っていただきましたらご発言をお願いいたします。

◎D 常任理事

すみません、浮間地区のDと申します。

町会自治会の加入促進につきましては、区のほうからマンション等の建設案内とともに私も町会のほうにも案内が来て、我々もその情報等を活用しながら加入促進には努めているつもりですが、やはり管理組合がありますと、そこでオーケーが出ないと入居者さんはなかなか。特に、浮間地区は購入するよりどちらかというと賃貸関係のワンルームが多かったりするものですから、なかなか加入促進にはつながっていないので、より一層区のホームページですとか、それから地域振興室にはいろいろ置いてありますけども、その辺の活用をしていただいて、地域振興部さんからもLINE等での活用を進めていると、町会としても進めてくださいというようなご案内もいただいていますけれども、その辺をより一層加入促進につながるようなPR活動をしていただければと思います。すみません。

◎やまだ区長

ありがとうございます。

大きく2つ、まず集合住宅に対する加入促進についての取組として、管理組合や建物所有者に対して建設段階からアプローチしていくことが1つ。そしてもう1つ入居者さんに直接というところで、ソフト的なところでいきますとSNSの促進というふうに考えています。

まず1つ目のマンション建設に伴って、分譲も賃貸も管理組合さんのほうにしっかりとアプローチしていく。建設会社等を最初にアプローチして、次に建てたら管理組合が変わっちゃって、管理組合の話はまたゼロベースになっちゃったみたいな、本当にこの連続なので、しっかりと条例上も集合住宅の住民の方々に加入促進を促していくことが定められておりますので、引き続き、建築課、建築部門のほうと住宅課、それと地域振興を含めて案内を、情報提供を強めていくこと、促進を働きかけていくということはやらせていただきたいというふうに思っております。

もう1つSNSのほうについては、やっぱりマンションだから若い人というわけではないんですけども、やっぱり若い方々の加入を求めていくということで、去年もこの場でお話をさせていただいたと思いますが、SNSを若い人たちって町会という単位とか、商店街という単位とかちょっと分かりづらくて、何かイベントをやっているかなとかという、自分の引っ越したところの近くで何かやっているかなみたいなところで検索をして町会のイベントにつながっていく。そこに参加してもらって、最後は加入してもらおう。加入したら、より一般でイベントに行くよりも少し情報が早く来るかなとか、申込みしやすいかなとかという差別化で町会加入、気がついたら町会に加入しているみたいな仕組みをSNS上でできないかななんて思いもありまして、今、区として北区のホームページの中に各町会の皆様のホームページを載せさせていただいて、まずはご自身が引っ越して来られたまちがどんな町会、どこに該当するのかということとを北区のホームページ上でもちゃんと案内していくこと、そして町会の皆様自身で

本当に様々なLINEやホームページの作成など、本当に今頑張っていていただきますので、そこに対してのWi-Fiですとか、様々な支援を選んでいただきながら、どの項目がいいかなということで、SNSを活用した加入促進の取組をバックアップしていきたいなというふうに思っています。

本当に、特に集金活動もされている事例も昨年伺いましたが、ご寄附だとか、会費の出金を若い人は全部支払いもネットでやられることが多いので、お金をいただきに行かなくても済む、すごくいい町会の会費、そんなことにもつながっていけばいいなということで、これからそういった補助制度をつくることから、次にこんな取組がどここの地域で成功事例として若い人たち、もしくは町会加入イベントの拡大につながりましたということの好事例を横展開、情報提供をしてつながっていただけたら、続いていただけたらいいなというふうに思っていますので、そういった形でSNSを整理していく上での補助金、そしてぜひ活用いただきながら。ただ、どうやったらいいか分からないというところのアドバイスを、先ほど申し上げた好事例を踏まえてお伝えしていけるようなスキームを、次の段階としてはつくる必要があるなというふうに認識しています。よろしくお願いします。

◎区長室長

よろしいでしょうか。

そのほか、ご意見ありますか。どうぞ。

◎E常任理事

西が丘三丁目自治会のEと申します。よろしくお願いいたします。

先ほどからLEDの話があるんですけども、うちも建ってから20年弱になるんですけども、やっぱり電気が切れるのは集合住宅なんですが多いですよね。それで毎月1回、環境衛生部の人たちが取替とか掃除とかやっているんですけども、2～30本出ます。やっぱり高齢化しているので、若い人たちもいなくはないんですけども高齢者が多いということで、登って掃除したり替えたりすごく大変なんですよね。それでもって早めに、何か聞くとところによると部品も10年前にないらしいんですよ、業者に当たったんですけども。それでできるだけ早くLED替えていただきたいなと思っているんですけども、何とかお願いできませんでしょうか。

もう一点いいですか。コミュニティバスなんですけども、これはコロナの前から話が、赤羽西地区なんですけども、持ち上がっているんですけども、なかなか進展しないというか、道路も細いせいかもしれないんですけども、通るという話は聞いているんですけども、そのままなかなか実行に至らないので、何とか見えるものにしてほしいんです。お願いします。

◎やまだ区長

町会の加入促進という視点からも、コミュニティバスの活用というのは非常に地域の人にとってはプラスになると思いますので、赤羽西地域のルートに関しましては、今、一応計画上は遅れてはおりませんで、一番、今、協議会を設置して交通事業者、それから地域の代表の方にお入りいただき、ルート編成についても協議を開始しているところでもありますので、スケジュール感でいきますと予定どおりに進めていきたいと思っております。

赤羽西地区のルートについての課題は、やっぱり国際興業バス、国際興業との役割分担とか、あと国際興業そのものが今、バスの運転者の担い手不足とかでルートを大幅に編成を替えてきている部分もありまして、そういったことの協議がしっかりとコミュニティバスと既存ルートをうまく共存、共栄できるような協議がすごくやっぱりハードが高いなと思っておりますので、そこは地域の方々にしっかりと活用いただけるようなルートをつくっていききたい。これは大きい道と、デマンド交通という小さい形での交通も、今まではコミュニティバス1本だったんですが、デマンド交通ということも主流になってきまして、細い道でも入れるような使い分けをしていかなければいけないということで、赤羽西地域については、コミュニティバスとより利便性を上げていくためのデマンドと、こういったルートで、どのような活用がいいかということをししっかりと協議していききたいというふうに思っています。

すみません、年度が当初は2029年、本格運行ということが前倒しに今逆になっておりまして、当初の計画で2025年に準備開始、2026年の試験運行の途中ですね。令和8年の途中から運行を開始、試験運行の予定が1年ぐらい前倒しになっております。運行計画の準備に来年入ります。ただ、先ほど申し上げた交通事業者との協議をししっかりとやらなければならないので、その部分で何年までに必ずということが今この場でなかなか申し上げられないんですが、後ろにならないように、当初のスケジュールに間に合うようにしっかりと検討していききたい、交渉していききたいというふうに思っております。

やっぱりいろいろな公共交通が出てきていますので、そういった新しい技術も柔軟に取り入れ、より区民の方々の交通利便性を上げていきたいなというふうに考えておりますので、もう少しお時間いただきたいというふうに思っております。どうぞよろしくをお願いします。

LED化につきましては、先ほど申し上げたとおり、平成27年度、27年の製造終了までに、何とか様々な形で皆様に補助制度を活用いただける仕組みをお金とともにつくっていききたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

◎区長室長

よろしいですか。

◎E常任理事

何しろ高齢化なので、できるだけ早めにできたらお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

◎やまだ区長

ありがとうございます。

◎区長室長

そのほか、ご意見。どうぞ。

◎F常任理事

東京メガシティ自治会のFでございます。よろしくお願いいたします。

今、バスの話題が出たんですけれども、バスの働き方改革ということで、バス事業者さんも大変ご苦労されて、いろんな変更がなされているというのが現状かと思いますが、頑張っ取組んでいらっしゃるんで、終バスが早くなったりとか、間隔が広が

ったりとか、そういった、料金も上がっているんですけどね。協力していかないといけないなというふうには思っていますが、一方でもともと私使っているバスですと23時15分が終バスだったのが、今、22時5分ということで1時間以上繰り上がっていると。となると、働き世代の方にとっては、残業したらバスに乗り遅れる。それから飲み会に行ったらバスに乗り遅れるということで、このままの現状が続くと、働き世代の方が住めないまちになってしまうという心配があると思います。今は仕方がないということでバス業者さんに協力していくことが必要かと思いますが、最終的には戻していくというのを目標にして、やはり働き世代にとっても住みやすいまちということで、区のほうとしてもご尽力いただきたいと思います。

区によって助成金を出してらっしゃるようなところもあって、公共交通機関はやっぱり区の働きかけが大きいと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

◎やまだ区長

ありがとうございます。国際興業さんの大幅にいろいろなものが変わってきているというのは各路線で話は確認しておりますので、やっぱり民間事業者さんなので、この部分を例えば補助金で対応し切れる範囲と、それを超える部分と、やはりその見極めが非常に難しいなというふうに思うのが本音です。なので、しっかりと連携しながら求めていくことと、区としてどこまでができるかということは検討していきたいと思っています。

もっと先に行くと自動運転とか、そういったものがどんどん出てくる。これも交通事業者さんごとに大分違うと思うんですけども、そういったことも見据えて対応を連携して、連携対応を考えなきゃいけないなとは思っています。コミュニティバスだって、将来的には運転者さんなしで自動運転していくことを、私は個人的に目指しております。早くそれはやりたいななんて。ただ、それは区だけではもちろんできないことなので、そういったことを国や東京都の取組を見ながら、交通事業者さんとの連携で実現できるようにします。

働く、そうですね。なかなか何時以降の便についてかかる経費を全額区が補助するという形になると、もしかしたら延びるかもしれないんですけど、それが果たして全体の税金の使い方としてどこまで各エリアでできるかというと、今度は違った補助のほうがいいのかなとか、ということが検討される内容だなと思いますので、ご意見としては非常に大切なことだと思っていますので、新しい視点でまた考えさせていただきたいと思います。

まずは赤羽西ルートをしっかりと整えていくように頑張って、あとは全体の使い方として、民間ですけども国際興業さんには広く区民の方々が不便にならないように求め続けていきたいと思っています。

すみません、うまくお答えになっていないですが、思いとしては十分受け止めさせていただきましたので、よろしくお願いいたします。

◎F 常任理事

ありがとうございます。いずれは戻していくという目標感をぜひ持っていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

◎区長室長

ありがとうございます。

そのほか、ご意見はございますでしょうか。お願いいたします。

◎A会長

ちょっとお聞きしたいんですけど、北区に新しい人を加入したいと思っているんですけど、実は神谷でマンションがもう15階建てのマンションが建っているんですけど、そこに売れてはいるんですけど、なかなか入ってこないということは、多分私の想像では東南アジアとかそういう中近東の方がマンションを買っていて、また誰かに売却するんじゃないかと。すると、地域としては空き家同然なんですよね。だから新しくそこに住んでいただいて、町会に入ってもらうように早くしたいんですけど、それってどういうふうに北区として対応していただけるのか。

それからもう1つ、デジタル化のほうで、各町内でも高齢化が進んでいて、我々、北区にポスターを貼るんですけど、寒いときとか暑いときは大変なので、もうデジタル化を進めていくのであれば、電子掲示場にそろそろ特化していったほうがいいんじゃないかなというのが1つと。

最後に、やまだ区長が区長になられて、区長として挙げられた成果をもしお知らせしていただけるのであればお願いしたいなと思っています。

◎やまだ区長

ありがとうございます。大変大きなテーマで。

まず、1つ目のマンションに関して、事業用、資産活用用のマンションについては、今の段階で具体的な施策を打っているというのは正直ないです。あと、例えば外国人が多く住んでいるとか。外国人に対しては、これから多文化共生指針も改定していきますので、その中でどんな、今、7. 数%からもう10%が見えてくるぐらいまでの伸びを見せています、外国人の方々の居住が。なので、外国人の方々がマンションに住まわれる場合のコミュニティのつくり方というのは、多文化共生指針の中で、しっかりと位置づけていけるような方向性だけでも、具体的なものを考えていけたらなと、そこに位置づけていけるように考えています。

そして、資産活用の部分でのマンションの、買ってそれを貸されるというのは、先ほど申し上げた、借りて住まわれる、分譲でも買って住まわれる方々に直接アプローチしていく以外、やっぱりないんだろうなと思っていますので、その部分についてはSNSなどで地道に当たっていくことを今の段階では想定して、その部分かなというのが個人的な思いです。ぜひ、また庁内で、こんな想定でどういうのが考えられるかねということは議論していきたいと思っています。

最後の区長になってから、逆に皆さんに伺いたいなと思ったんですけど、どんなことがよかったかなみたいな。ちょうど、すみません、自分でも忘れちゃってました。

150の政策ということで、選挙公約でこんな取組しますと150項目を挙げて選挙に出させていただきます。この150の政策を7つの項目に分けて、150個あるんですけど、これがどんなふうに何が進捗しているかということも公表していきますということをずっと昨年から申し上げてきていて、北区のホームページの区長室の中に進捗についてお示しを秋に、10月だったかな。10月に公表を初めてしました。もちろん、進捗が進んだものについては定期的にリニューアルをして、何の項目がこ

ういう事業の仕方で進んできていますという、取組内容も含めて挙げさせていただいておりますので、ぜひそちらもご覧いただきたいなと思っています。

個人的に一番これがって、逆にこれがよくなったよとか言っていたらうれしいんですけど、何か1つということでは挙げれば、災害対策が一番進んだかなというのは感じています。これでも見えづらいところではあるんですけど、自主防災組織の方々と災害対策本部の区がしっかりと連携。災対本部がしっかりしていないと、災害時にしっかりと回して行けない。ここはもう一回見直しをして、災対本部とともに地域の町会自治会、自主防の方々の取組の流れをしっかりと一回つくっていく。例えば、地域防災計画、北区がつくる防災計画だけではなくて、今始めている地域ごとの地区防災計画、地区としてどんな避難の仕方が必要かということ、皆さんで考え、つくっていただくことを北区全体の地域防災計画に反映をしていくということの取組ですとか、備蓄品の充実ですとか、プッシュ型で災害情報をしっかりと、防災無線が全然聞こえないよということなんかもなくすために、聞こえるような形を取っていくとか、ここの部分はやっぱり一番ちょっと見えづらいんですが、お金も仕組みも大分変えてきているなというふうに。それは、もう職員の皆さんがすごい頑張ってくれているんですけど、まず命を守るための取組を優先的にし、やらなきゃいけないということで、防災対策。

あと、区だけでは災害時は駄目なので、防災協定を組んでいる事業者や自治体との内容の見直しをして、しっかりと生きたもの、それに伴った訓練を開始するとか、協定先を増やしていく、避難場所、一時滞在施設を民間の方々にお願いをして広げているとか、その辺はあまり目立たないんですけども、ほかの仕組づくりの中でも一番早まったんじゃないかなと個人的には。

ちょっと職員の皆さんや町会の方がどう思われるか分からないんですが、命を守る取組についてはこれからもしっかりやっていきたいと思えますし、様々たくさん課題があるので、どれも同じようにスピード感を持ってやっていきたいと思えますが、そんなふうに自分として感じています。

うまく答えられていなければすみません。

◎G常任理事

志茂四丁目町会の会長のGと申します。

町会自治会の加入促進で、ちょっと別な視点から意見を述べさせていただきたいと思うんですけども。たしか平成28年だったと思うんですけども、北区、北自連並びに不動産協会、あと宅建業協会等の協定書を結んだわけでございます。それが今、あれからもう8年もたっていて、区長さんも変わったし、地域の北区の状況も変わっているという中で、あの協定書をもう一度見直してみて、もう一歩踏み込んだ形で結び直すというような視点も必要なのかなと思います。今、地域振興課の窓口不動産屋さんがたくさん来るようでございますけども、そういう中でも窓口でもう少し指導しても、窓口指導しても私はもういいんじゃないだろうかなと思いますね。

町会長の名前を知りたいと思うんですけど、重要事項説明書に町会長と連絡先を載せたいから来ているらしいんですけどね。そういうときを捉えて、もうちょっと町会に入ってくださいよとか。特に、うちの地区ですと分譲住宅ですとか個人住宅などは

大丈夫なんですけども、マンションは会社がしっかりしているからいいんですけども、いわゆる中規模の賃貸住宅というところはもうほとんど駄目なんです。ですから、もう少し厳しく、区によってはまちづくり条例というのができてあって、その中でかなり強く条例で規制して、要するに法的根拠を持ってやっているような区もあるというふうに聞いておりますので、もうちょっと踏み込んだ形で見直すと。区長も変わったんだし、いいんじゃないかなと思いますけども、その辺はいかがですかね。

◎やまだ区長

去年もこの場でお話ししたかなと思っているんですけど、条例の中では1つは集合住宅の条例の中で、町会管理についての位置づけは処置してあります。ただ、それが去年民泊の話とかも出て、課題として議論させていただきましたが、条例でやっぱりどこまで拘束力があるか。罰則規定とか、そういったところまで設けていくことができれば入る加入率は上がると思うんですけど、罰則規定ってたばこのこともそうですけども、そこにまでいく区民理解というか、どこまでできるかということは、非常に悩ましいなということは思っています。

なので、条例制定が形として条例をつくったことで終わりにならないように、生きた条例にするために、やはり自主的な取組を積み上げていくことはまず大切だなと個人としては思っていて、どの条例も。理念条例だけで、理念だけ伝えるのであればいいんですけど、実質的な加入率だとか実績を上げていくためには、具体的な取組をやっぱり地道にやっていきながらではないと中身がなくなっちゃって、条例があるからと言って強く言っても、罰則規定がなければ無視されて終わっちゃうとなることも非常に危惧されるので。

一方で、罰則規定を設けるということは、非常にハードルが高い条例になると思いますので、その兼ね合いを考えたときに、そういった条例を見据えながらも、やっぱり活動面で積み上げていくことの支援を区としては全力でやっていくということ、まずは今できることとして考えています。

◎G常任理事

ありがとうございます。

条例化をなさいということよりも、前提として、まず協定書にもう一步、もう一、二行、強い言葉というか、明確なメッセージを込めて結び直すというようなことならば、何とかいけるんじゃないかなというふうに思いますけど、現実的に。

◎やまだ区長

そうですね。そこについては改めて私たちのほうで検証して、先方とともに協議のほうを持てるかどうか確認していきたいと思います。ありがとうございます。

◎区長室長

ありがとうございます。

お時間も来ていますが、これで最後のご意見ということで。

◎H常任理事

志茂一丁目自治会のHといいます。

LEDの話にちょっと戻りますけど、うちも100本あって、やはり30本LED化して70本は蛍光灯です。これは切り替えていくということでいいんですけれども、

実はうちの町内に商店街がありまして、商店街が要するにまた街路灯を56本つけているんです。ところがこの間、総人事総会を開いて解散すると。商店街がもう解散して辞めると。そうすると、その56本の蛍光灯というか街路灯を撤去すると。

問題は公道のところは道路公園課のほうで切り替えますという、課長さんが言ってくれたんですが、実は私道のところ。私道のところが30本ぐらいあるんですね。それを一気に撤去するということになると、これは大変なことになってしまいます。さすがに自治会でそれを持つこともできないし、これはただ蛍光灯をLEDに替えるだけの問題ではなくて、多分ほかのところでも今、赤羽地区でも大きいこれからまたスーパードができてきますから、個人の商店街が潰れてきているというか、もう成り立たなくなっているの、これからそういうことも増えていくと思うんですね。これはもう切替えだけでなく、一気に30本なくなって、本当にその通りが真っ暗になってしまいますから、これは喫緊の課題だということで、ぜひお願いしたいと思っています。

◎やまだ区長

ありがとうございます。

区道も私道も都道も含めて、商店街の街路灯に関してはやっぱり課題は感じております。商店街の法人がなくなっていくということが、これからどこまで行くのかというのは、本当にやっぱり私たちとしては商店街活性化ということで、今ある70の商店街を全力で応援をして、地域の安全・安心とか、コミュニティの核となっていく。町会自治会と同じレベルで、やっぱり商店街にすごくこの2つ、町会自治会、商店街が重要なので、まず商店街がなくならないように、商店街を全力で応援していくこと。

とはいえ、商店街のなかですごく自立して頑張れるところと、支援していけば頑張れるところと、支援をいっぱいしてもなかなか存続が難しい。レベル感がそれぞれありますので、今はそのレベル感に合わせた支援を産業振興のアドバイザーも含めて対応していく考え方で、より今までイベントのお金を補助しますということが主だったものから、やっぱり商店街の存続とか空き店舗を創業支援とマッチングさせていくとか、空き店舗にお店に入ってもらうための補助金を生鮮三品は厚くしていくとか、いろんな形で商店街を応援して、まずは残していくために努力したいと思います。

一方で、会長がおっしゃるとおり、無くなっていく部分についての対応はしっかり検討していかなきゃいけないなと思っておりますので、いきなり無くなりますということでもないの、そういった情報はしっかり事前に伺っているの、ので対処、協議しながら場所に合わせて、区として関わりを検討していきたいというふうに思っています。

以上です。

◎H常任理事

撤去の費用は6分の5を出しますとなっていますけれども、その後が何もフォローがないという、ぜひともお願いします。

◎やまだ区長

商店街の街路灯って明るいんですよね。普通の私道の防犯灯よりね。だから余計に本当に真っ暗だったみたくなっちゃうの、そこの辺はしっかりと現状把握しながら対

処方法をいろいろ考えていきたいと思います。

◎区長室長

ありがとうございました。

6 . 閉 会 挨 拶

◎区長室長

大変皆さん、活発なご意見いただきまして、誠にありがとうございます。大変と名残惜しいんですが、お時間が過ぎてしまいましたので、令和6年度のきずなトーク赤羽地区の開催を、ここで閉会をさせていただきたいと思います。

それでは最後に、赤羽地区町会自治会連合会、I 副会長様から閉会のご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

◎ I 副会長

I です。

区長さんから直接のご回答等をいただきまして、ありがとうございます。いろんな問題、特にうちの関係ですと東洋大学との連携の問題と、特に窓口のことがはっきりしていなかったものですから、いろいろな連携について強化していただき、明確にさせていただきたいのと、LEDの関係は予算の関係がどうしてもありますでしょうし、極力努力していただきたいということで要望のほうもよろしくお願いしたいと思います。

時間も迫って足りないんですけども、またこういう機会をぜひお願いしたいと思っています。

簡単ですが閉会の挨拶といたします。お疲れさまでした。

◎区長室長

I 副会長、ありがとうございました

7 . 閉 会

◎区長室長

それでは、令和6年度きずなトークのほうを、終了させていただきます。

皆様、ありがとうございました。

刊行物登録番号

7-1-004

令和6年度きずなトーク議事要旨
(令和7年4月発行)

発 行 東京都北区総務部区長室
東京都北区王子本町一丁目15番22号
電話 03(3908)1219